

第四十五回 帝國議會
衆議院 刑事訴訟法案委員中特別調查委員會議錄(速記)第一回

大正十一年二月二十日午前十一時二十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 鶴澤

黒住 成章君

磯田条三郎君

鈴木富士彌君

官古啓三郎君

禧 苗代君

清瀬 一郎君

山内確三郎君

林 賴三郎君

上島益三郎君

熊谷 直太君

横山勝太郎君

秋山高三郎君

三宅正太郎君

皆川 治廣君

宮城長五郎君

上埜安太郎君

鶴澤 委員長

司法省次官

司法省刑事局長

司法省參事官

司法省參事官

司法書記官

司法事務官

司法事務官

司法書記官

司法事務官

司法書記官

司法次官

ト云ニシタ方ガ、検事ト被告人ト訴訟上ニ平等ニ待遇スルト云フ主義ノ上カラモ良カラウト思ヒマス、殊ニ被告人ガ今日ハ東京、明日ハ大阪ト云フヤウニ、裁判所ニ出頭スルコトハ不便ヲ感ジマスカラ、被告人ニモ請求權ヲ與ヘル方ガ便宜ト思ヒマスガ、如何デスカ

○林政府委員 管轄ノ標準トナル事項ハ、法律デ認メテアリマシテ、其何レニ起訴スルカハ、檢事ガ決定スルノデアリマス、ソレデ検事が被告人ノ利害ヲ考慮スルノハ勿論デアリマスカラ、法律ノ建前トシテ、檢事ガ決スルコトニシタ方ガ良カラウト思ヒマス、第七條モ其趣意カラ參ッテ居リマス、サウシテ又實際ノ運用上ニモ、是ニ差支ナイト思ヒマス

○上島委員 實際ノ運用上ニハ差支ガアリマスマイガ、訴訟法ガ進歩シタル形式ニ則ッテ、檢事ト被告人ヲ平等ノ地位ニ置ク以上ハ、被告人モ此請求ノ權利ノ行使ヲ檢事ニ望ムト云フコトニシタラ良カラウト思ヒマス、併シ被告人ニ其之權利ヲ與ヘルト、斯ウ云フ弊害ガアルト云フナラバ別デスガ、其外ニ格別深イ理由ハアリマセヌ

○鶴澤委員長 ソレカラ四ハ、同時ニ同一ノ場所ト云フ意思ガ違ッテ居リマスカ

○林政府委員 サウデアリマス、意思等ノ聯絡ハ少シモ必要トシテ居リマセヌ、同ジ場所デ共謀セズシテ、同時ニ撰リ合ヒラスルコトガ諸方ニ起ルト云フヤウナノデアリマス

○鶴澤委員長 サウスルト是デ扱上モ總テノ場合ヲ含ンデ居リマスカ

○林政府委員 共點ハ檢事が原則上諸般ノ關係ヲ考慮シテ、適當ト認ムル裁判所ニ起訴スル建前ニナッテ居リマス、御説ノ様ニスルト、第一條ノ場合ニモ、被告人ガ自己ノ都合ヲ申立て、外ノ裁判デヤッテ貨ヒタイト云フコトニナリマスソソレデ法律ノ建前トシテハ、ドウモ此方ガ良カラウト思ヒマス

○鶴澤委員長 第七條ニ付テ外ニナケレバ第八條——第八條ハ一寸私方質問シタイノデス、「數個ノ事件ハ左ノ場合ニ於テ牽連スルモノトス」ト云フノハ、訴訟上ノ便宜ノ扱カラスウ云フ規定ヲ設ケラレタモノデセウカ、或ハ、其刑事上ノ事件ノ本質カラスウ云フ規定ヲ設ケラレタモノデアリマセウカ

○鶴澤委員長 第七條——第十一條

○鶴澤委員長 ソレカラ十二條、十三條、是ダケハ私ノ質問ノ趣旨ガ關聯致シテ居リマスカラ、一括シテ質問致シマス

○鶴澤委員長 ソレデハ十一條、十二條、十三條ヲ一緒ニ議題ニ供シマス

○鶴澤委員長 十一條ノ規定ニ依レバ、裁判所ガ自カラ管轄權ヲ有スル場合ハ、管轄區外デ其職務ヲ行フコトガ出來ル、ソレカラ十三條ハ、管轄權ノ無イノニ仕事ヲスルコトガ出来ル、斯ウ云フコトニナッテ居リマシテ、此十一條ト十三條ト云フモノガ極度ニ適用サル、コトニナリマスト、本法案ニ於キマシテ幾多ノ事例ヲ設ケラレテ居ル、管轄ニ關スル規定ト云フモノハ、殆ド其意味ヲ爲サヌコトニナリマス、無論是ハ例外ノ場合ヲ規定シタモノト思ヒマスケレドモ、事實發見ノ爲ニ必要デアルカラト云フノデ、東京地方裁判所ノ職員ガ、浦和ニモ、千葉ニモ、勝手放題ニ行ッテ、仕事ガミ併合ヲ委ネズシテ、被告人ノ請求ニ因テモ亦併合ヲ許ス

ト云フコトガアリマスカラ、ソレデ其等ノ點ニ付テ疑ヲ避ケル爲ニ、實ハ少シ丁寧過ギルカ知リマセヌガ、此趣意ヲ明ニスル爲ニシタノデアリマス

○鶴澤委員長 三ノ通謀ト云フコトニナリマスト、是ハ共犯ノ……

○林政府委員 是ハ共犯關係ガ刑法ノ上ニ於テ認メラレナイ數人ガ相談シテ、一人ノ者ガ北海道ヘ行ッテ人ヲ殺ス、一人ハ九州ヘ行ッテ泥棒ヲシテ居ルト云フヤウナ場合、初メ相談シテモ、殺人罪ナリ強盜罪ニ付テ、共犯關係ガ刑法ノ上ニ於テ認メラレナイ場合ヲ見タノデス

○鶴澤委員長 ソレカラ四ハ、同時ニ同一ノ場所ト云フ意思ガ違ッテ居リマスカ

○林政府委員 サウデアリマス、意思等ノ聯絡ハ少シモ必要トシテ居リマセヌ、同ジ場所デ共謀セズシテ、同時ニ撰リ合ヒラスルコトガ諸方ニ起ルト云フヤウナノデアリマス

○鶴澤委員長 サウスルト是デ扱上モ總テノ場合ヲ含ンデ居リマスカ

○林政府委員 先ヅ普通手續上必要ト思ヒマスノハ、第一カラ第四迄デアリマス、其外ニ第二項デ、特定ノ場合ニ於キマシテ、第一ニ準ズルコトニ致シマシタ、是デ實際上差支ナカラウト考ヘマス

○鶴澤委員長 八條ハ外ニ質問ハアリマセヌカ——第九條——第十條——第十一條

○鶴澤委員長 此十一條、ソレカラ十二條、十三條、是ダケハ私ノ質問ノ趣旨ガ關聯致シテ居リマスカラ、一括シテ質問致シマス

○鶴澤委員長 ソレデハ十一條、十二條、十三條ヲ一緒ニ議題ニ供シマス

○鶴澤委員長 十一條ノ規定ニ依レバ、裁判所ガ自カラ管轄權ヲ有スル場合ハ、管轄區外デ其職務ヲ行フコトガ出來ル、ソレカラ十三條ハ、管轄權ノ無イノニ仕事ヲスルコトガ出来ル、斯ウ云フコトニナッテ居リマシテ、此十一條ト十三條ト云フモノガ極度ニ適用サル、コトニナリマスト、本法案ニ於キマシテ幾多ノ事例ヲ設ケラレテ居ル、管轄ニ關スル規定ト云フモノハ、殆ド其意味ヲ爲サヌコトニナリマス、無論是ハ例外ノ場合ヲ規定シタモノト思ヒマスケレドモ、事實發見ノ爲ニ必要デアルカラト云フノデ、東京地方裁判所ノ職員ガ、浦和ニモ、千葉ニモ、勝手放題ニ行ッテ、仕事ガミ併合ヲ委ネズシテ、一人ハ窃盜罪、一人ハ強盜罪

モ、急ガカラ、事實發見ノ爲ニ必要ナコトカラ出來ルト云フ
コトニナリマスト、事物ノ管轄ニ於テモ、制限ガ無イコトニ
ナリマス、元來管轄權ノ無イ事件ニ關シテモ、裁判所ガ仕事
ヲスルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナリマスノデ、管轄ニ
關スル規定ノ精神ハ、全ク蹂躪セラル、コトニナルト思ヒ
マスガ、本案ノ趣旨ハ、管轄ニ關スル規定ヲ餘リ嚴重ニ勵行
シナイト云フ趣旨ヲ包含シテ居ルノデハナイカト思ハレマ
ス、何トナレバ管轄遼ノ申出ニ關スル場合、若クハ此檢事ト
カ、其他ノ關係人ノ請求ニ依ッテ、管轄權ヲ變更スルコトノ
出來ル場合、今數箇條ノ質問ノアツ場所等ノ關係カラ見マ
スト、現行刑事訴訟法程、管轄權ヲ嚴重ニ見ナイ趣旨ニ見ル
コトガ出來マスガ、サウ云フ意味ニナッテ居リマスカ、其點
ヲ諒解シタイ

○林政府委員 管轄ノ點ニ付キマシテ、本案ハ現行法ヨリ

ハ幾分カ窮屈テナクシタ云フコトハ、御尋ノ通リデアリ
ス、其理由ハ理由書ニ大體書イテアル次第アリマス、第十
一條、第十三條ハ勿論例外的ノ規定デアリマス、實際上斯ノ
如キ規定ヲ置ク必要ヲ感ジマシテ、特ニ規定シマシタ、ソレ
ハ十一條ノ例ヲ申シマスト、御承知ノ通り現場ノ臨檢ヲシテ、
現場ノ事情ヲ明ニシナケレバ真相方分ラスト云フ場合ニ、
分アリマス、所ガ其現場ガ管轄區域外デアルト云フ場合ニ、
此規定ガアリマセヌト、共助方法ニ依ッテ受託裁判所ノ書類
ニ依ッテ、裁判シナケレバナラヌ結果ニナリマス、是ハ間接
審理ト云フヤウナ形ニナッテ、ドウモ真相ヲ知ルニ付テ實際
上甚ダ差支ヲ生ジマス、サウ云フ風ナ事情ガアッテ、事實發
見ノ爲ニ、是非共管轄地外ニ職務ヲ行ハナケレバナラヌコ
トニナリマスレバ、此十一條ヲ適用シマシテ、裁判ヲスルコ
トニナッテ居リマス、是ハ極メテ實際上必要ナ事ト考ヘテ居
リマス、ソレカラ此十三條ノ方モ、裁判所ガ事件ヲ調べタ所
ガ、ドウモ管轄權ガ無イ、斯ウ云フヤウナ場合ニ管轄權ガ
無イト云フノデ、總テ出來スト云フコトニナリマスト、例ヘ
バ重要ナル證據物ガ無クナッテシマウト云フヤウナ場合ニ
手ヲ出スコトガ出來ヌ、サウスルト重大ナル犯罪者ヲ逸ス
ルト云フコトガアリマスカラ、サウ云フ事ハ餘リナイト思ヒ
管轄權ガ無イト云フコトニナッテモ、一時之ヲ押收スルト云フ
ヤウナコトガ、實際ニ必要ナ事デアラウト思ヒマス、サウ云
フ事ヲ考ヘマシテ、此十三條ノ規定ガ設ケラレタ次第ア
リマス何レモ實際上無クナッテモ、コトニモ何ニモナラナイ
リマス之ヲ運用スルニ付キマシテハ、已ムヲ得ヌ場合、即チ
事實發見ノ爲ニ、是非シナケレバナラヌ場合ニ限ルコトハ、
當然デアルト考ヘマス

○横山(勝)委員 サウスルト改メテ第十一條ニ付テ承リマ
スガ、管轄區域外デ職分ヲ行フ云フコトハ、裁判ヲシテモ
スガ、管轄區域外デ職分ヲ行フ云フコトハ、裁判ヲシテモ

差支ナイヤウニ見エルケレドモ、サウ云フ意味デナクシテ、
單ニ檢證スルヤウナ制限セラレタ場合デアルト云フコトデ
アリマスカラ、其意味ハ了解シマシタガ、サウスルト、此文
字デハ廣汎ニ失スルト思ヒマスガ、解釋上差支ハアリマセ
タカ

○林政府委員 公判トカ、判決トカ云フコトハ、公判庭デ行
フコトニ原則上定マテ居リマスカラ、一條ハ斯ウ書イテア
ブテモ解釋上明白デアルト思ヒマス

○横山(勝)委員 第十三條ニ付テ承リマス、大正五年ニ發
表セラレタル草案ニ依ルト、十三條ニ該當スル規定ノ中ニ、
豫審判事、受命判事、檢事、司法警察官ニ之ヲ準用スルト云
フ規定ガアリマシタガ、ソレガ今度ハ檢事司法警察官ラ省
イテアリマス、是ハドウ云フ理由デアリマスカ

○林政府委員 第一章ハ裁判機關ニ付テノ規定デアリマシ
テ、檢事、司法警察官ニ關スルコトハ、後ノ搜查ノ章ニ譲リ
マシテ省キマシタ

○横山(勝)委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○林政府委員 別ニ何等ノ手續ハ致シマセヌ

○横山(勝)委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○林政府委員 別ニ何等ノ手續ハ致シマセヌ

○横山(勝)委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○林政府委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○横山(勝)委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○横山(勝)委員 分リマシタ、更ニ第十一條ニ付テ承リマ
ス、裁判所ガ事實發見ノ爲メ、管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フ
場合ニハ、管轄裁判所ニドウ云フ手續ヲスルノデスカ

○横山(勝)委員 私ノ心配スルヤウナ事ハ起リマスマイ

ガ、東京地方裁判所ノ判事ガ、浦和地方裁判所ノ管轄内ニ往
テ仕事ヲスル場合ニ、假ニ浦和地方裁判所ノ門前ノ人民ノ
家ニ入ッテ檢證ヲヤルトシタナラバ、東京地方裁判所ト浦和
地方裁判所トノ間ニ於テ、ソコニ面白カラザル關係ヲ生ズ
ルト思ヒマス、又門前デヤルコトハナイトシテモ、五町カ六
町離レタ所デヤルコトハアルト思ヒマス、サウ云フ場合ハ、
一應浦和裁判所ニ通知スルヤウニシタ方ガ、裁判事務ノ統
一ヲ圖ル上ニ於テモ、職員ノ感情ノ上ヨリモ、極メテ適當デ
アルト考ヘマスガ、如何デスカ

○林政府委員 實際ノヤリ方トシテハ、其所在地ノ裁判所
ノ或力ヲ藉ルコトハ無論アリマセウシ、又豫メ斯ウ云フ事
ヲスルト云フ話モ致シマセウガ、併シ職務ヲ行フ場所ハ、必
ジモ裁判所所在地トハ限リマセス、離レテ居ル所モアリマ
ス、又臨檢ニ限ラズ、證人ガ病氣、寢テ居テ、直接ニ訊問シ
ナケレバ、事實ノ眞相ガ分ラナイ場合ニ、其證人ノ訊問ヲス
ルコトガテルト思ヒマス、サウ云フ場合ニ、一々法律上管轄
地ノ裁判所ニ通知スルコトハ不便デアル、又其必要モ無イ
ト思ヒマス、又自分ノ管轄内ニ他ノ管轄外ノ裁判所ノ判事
ガ職務ヲ執フテモ、感情ヲ害スル様ノコトハナイト思ヒマ
ス

○林政府委員 實際ノヤリ方トシテハ、其所在地ノ裁判所
セヌガ、人民ノ側カラモ御考慮ヲ煩ハシマス、管轄區域外ニ
於テ起ツタ場合ハ、能ク私モ經歴ハアリマセヌガ、管轄内ニ
於テモ實際アル事デアリマス、例ヘバ東京地方裁判所ノ判事
ガ、本所深川ニ行ッテ仕事ヲスルコトガナイトハ限ラナイ、サウ
スルト極端ナ話ガ知リマセヌガ、同一ノ場所ニ二ツノ裁判
係人ガ出張スルコトガ困難デアルト云フノデ、延期ニナッタ
ト云フヤウナ場合ニ、人民ノ方デハ裁判官ガ來ルモノト思
テ、其場所ニ行ッテ居ルケレドモ、今云フヤウニ連絡ノ途ガ
ナイ爲ニ、連絡スルコトガナイ爲ニ、人民ハ何處ニ行ッテ聞
ケバ宜イカ、五町ガ三町ナラ本然ノ管轄ニ行ッテ聞クコトモ
出来マスガ、今林サンノヤウニ、裁判所ノ所在地カラ五里モ
三里モ山奥ニ、裁判ガ檢證ニ行クコトニナッテ居ツタガ、裁判
所ノ都合ニ行ケナイト云フ場合ニハ、其近クノ裁判所ニ聞
クトカ、或ハ近クノ警察署ニ就て聞クコトガ、人民トシテハ
利益デモアリマス、ソレハ先例ガ少ナイト云フカ知レマセ
ヌガ、元來管轄區域外ニ於テ職務ヲ行フコトガ少ノモア
リマスカラ、其場合ニ今言フヤウナ事情ガ來ルト、官吏ノ人
ノ關係ニミデナクシテ、人民ノ側カラモ非常ニ便利ト思ヒ
マス、即チ浦和地方裁判所ノ管轄ニ行ッテ仕事ヲスル場合
ニ、今日ハ時間ニナッテモ裁判官ガ來ナイト云フ時ニ、浦和

裁判所ニ行テ聞ク、今日ハ斯シタ云フ關係デ來ナイト云
コトニナシタラ、人民ノ側ニ於テハ非常ニ便利ト思ヒマ
ス、私共是ハ實際屢々經驗致シマス、民刑ニ通ジテ裁判官ガ
御出デニナラナイデ、ドウシタラ宜カラウト、一時間三時間
待ツコトガ屢々アル、ソレハ裁判官ニ於テモアル、人民ガ來
ナイデヤツテモ宜イ、證據調デモ人民ノ來ルノヲ待ツト云フ
コトデ、所ガ電車ガ不通ニナックタ、汽車ニ故障ガ出來タ
トカ云フコトデ、サツ云フコトガアリマス、今日管轄權ヲ有
セザル裁判所ノ管轄内デ、他ノ裁判所ノ職員ガ職務ヲ行フ
場合ハ、一應通知シテ、サウシテ人民ノ便利ヲ圖ルト云フコ
トガ、私ハ人民ノ側カラ見テ必要ト思ヒマス、サウ云フ風ナ
事ガアツテモ、尙必要ナシト云フ御論デアリマスカ
○林政府委員 實際ノ事實ノ上ニ於テハ、關係者ノ便宜ヲ
圖リマシテ、適當ナル處置ヲ取ルコトハ至極宜イト思ヒマ
ス、法律ノ上ニ於テハ、例ヘバ檢證ヲスル時ニハ、立會權ヲ
持ツテ居ル者ハ澤山アリマス、是ニ豫メ通知シマス、若シ變
更スレバ、變更シタト云フコトヲ立會權ヲ有スル其人ニ通
知スルガ當然ト思ヒマス、今ノ舉ガラレタ例ノ場合ニハ、急
ニ差支ガアツテ行ハレナイト云フ場合ハ、是ハ其地ノ裁判所
ニ通知スルト云フノデハ足リナイト思ヒマス、矢張立會權
ヲ有スデ居ル者ニ、電報ナリ其他ノ方法デ通知スル、斯ウ云
フコトニナルノガ當然デアラウト思ヒマス、隨テ法律ノ條
文トシテハ之テ十分デ、併シ運用ノ上ニ於テ實際適當ニヤ
ルト云フコトハ、是ハ勿論ノコト考へマス
○横山(勝)委員 次ニ第十二條ニ付テ御尋ネシマスガ、第
十二條ハ「訴訟手續ハ管轄達ノ理由ニ因リ其ノ效力ヲ失ハ
ス」斯ウ云フ原則ガ立テラレテ居リマスカラ、自然管轄達ノ
裁判所ガ仕事ラシテモ、手續モ有效ニナルシ、隨テ作ラレタ
ル書類モ之ヲ有效ニ使用スルコトガ出來ルト云フ原則デア
ルト思ヒマスガ、是ハ第十三條ノ如ク、管轄權ヲ有セザルト
キト雖モ、急速ヲ要スル場合デアルカラト云フノテ、許サレ
タル規定ニ基イテ、書類ガ有效トナリ、手續ガ有效トナルト
云フコトハ、是ハ無論デアリマスガ、併ナガラ訴訟關係人ノ
不明ニ依テ、訴訟手續ガ管轄達デアル、管轄ニ關スル規定
ヲ躊躇シテ爲サレタル訴訟手續デアリマスカラ、違法デア
ルト云フ理由デ、他ノ裁判所ニ移送サレ、若クハ其他ノ方法
デ事件ガ進行スルト云フ場合デアルニ拘ラズ、其效力ヲ失
ハズトシテ、管轄達ノ裁判所デ作ツタ手續ガ有效トナリ、書
類ガ有效トナルト云フコトハ、是ハ如何ニモ裁判官ノ權能
ヲ過大ニ規定シタモノデアル、私ハ裁判官ノ行爲ガ專横ニ
ナルノ虞ガアルト思ヒマス、管轄達ニ於テモドウカナルト
云フノデ、ドンヽ仕事ラスルト云フコトニナレバ、殆下管

轄ニ闢スル規定ハ必要ガナクナッテ仕舞フ、是ハ何カ例外的ニ斯ウ云フ規定ヲ作ルコトガ必要カト思ヒマスガ、違法ナ仕事シテモ、尙ホソレガ效力ガアルト云フ原則ヲ立テルト云フコトハ、法律ノ適用ヲ誤ラシムルノミナラズ、甚ダ本末ヲ顛倒シタ規定デナインカト思ヒマス、要スルニ例外トスルニハ異存ハアリマセヌ、即チ相當ナル制限ヲ設ケテ、此效力ヲ認メル必要ハアルノデアリマスガ、原則ヲ立テルト云フコトハドウデアラウカト思ヒマス、此立法ノ趣旨ヲ承リタコト思ヒマス

ケル必要ガ無イト云フコトニマデ疑ハレルノデアリマス、要スルニ是ハ何力制限ヲ設ケテ、斯ウ云フ場合ニ限、テ有效デアルト云フヤウナコトニシナイト云フト、管轄ノ規定ヲ設ケタ趣旨ト云フモノハ、全然減却スルヤウニ考ヘル、要スルニ現行法ト毫モ趣旨ガ違ハヌト云フ意味ノ御辯明ハ、私之ヲ諒解スルコトハ出來ナイノミナラズ、管轄外デモ、總テ有和スルト云フ趣旨ハ、前刻ノ御説明デ満足致シテ居リマスケレドモ、ナンデモカソニモ違法デモ、管轄外デモ、總テ有效ニスルト云フコトハ、ドウモ諒解スルコトハ出來ナイ、再應此點ノ御説明ヲ願ヒタイ

○林政府委員　十二條ノ實際ノ主ナル適用ハ、書類ノ證據ガ如何ト云フコトニナルト思フノデアリマス、其書類ノ證據力ニ付テ考ヘテ見マスルト、例ヘバ東京地方裁判所デ起诉ヲ受ケテ、證人ノ訊問ナドラシタ所ガ、段々調べテ見ルト横濱地方裁判所ノ管轄ニ屬スル、斯ウ云フ場合デアリマス、ソコデ横濱地方裁判所ヘ検事ハ更ニ訴フル、此場合ニ前ノ證人訊問調書ガ效力ガアルト云フヤウナコトニ關係スル問題ト思フデアリマス此場合ニ證人訊問證書ト云フモノハ效力ハナキ、直接ニ訊問シナケレババイカスト云フ原則ヲ取ル立法ニ於テハ別デアリマスケレドモ、適法ニ訊問シタ證人ノ調書ハ效力ガアルト云フコトニ、本法ニ於テハ認メテ居リマス、東京地方裁判所デ適法ニ證人ヲ訊問シタ、併シ一體ガ横濱ノ管轄ニアツノデアルカラ、其訊問調書ト云フモノモ全ク效力ガ無イト云フコトニ解スルノハ、窮屈デアラウト思ヒマス、要スルニ東京地方裁判所モ、横濱地方裁判所モ、同シ日本ノ通常裁判權ヲ行使スル同じ組織、同じ資格ノアル者ガ當テ居ル、手續モ全然同様デアリマス、ドウモスウ云フ場合ニ證據力ヲ認メヌト云フコトハ、適當デナイト思ヒマス、ソレデ、十二條ハ此儘デ宜シカラウト考ヘテ居リマス

○横山(勝)委員 尚ホ關聯シテ反凹カラ聞キマスガ、第十三條ノ規定ニ依ッテ、管轄權ヲ有セザル場合デモ、急速ヲ要スル場合ハ、今ノ御説明ノ通り、其書面ガ有效デアルト云フコトニ異論ハアリマセヌケレドモ、急速ヲ要セザル場合、此事件ハ管轄達デアル、特ニ急速ヲ要スル事件デモナシ、ケレドモ檢事ガ要求スルトカ、裁判官ガ尙ホ進シテ取調ベラスルト云フ場合ガアルトスル事ヲ想像シナケレバナラズ、サウスルト先刻來屢々申シマスル通り、裁判官ガ管轄ニ關スル規定ヲ濫用シテ、サウシテ專横ニ流レ、自分ノ非ヲ遂がルト云フ弊風ヲ裁判上ニ貽シハセヌカ考ヘル、素ヨリ管轄達デアルト云フコトガ分ッテ居テ、サウシテ普通管轄達ノ裁判ヲスルノダト云フコトガ分ッタ場合ニ、多クノ場合ニ於テハ、裁判官ガ之ニ關スル手續ヲスルダラウト思ヒマス

ケレドモ、併ナガラ又其非ヲ知リツ、何處マデモ惡竦ナル
違法ノ手續ヲスル者ガナシトモ限ラナイ、本案十二條ノ原
則ガ、必シモ惡イトハ申シマセタケレドモ、裁判官ガ裁判所
ノ職員ガ惡事ト知リツ、即チ違法ナリト知リツ、尙且ツ
訴訟手續ヲ進行シテモ宜シト云フコトヲ反面ニ許シタ
云フコトニナルト思フ、急速ヲ要スル場合ト云フ制限ヲ置
イテ、管轄權ヲ有セザル場合ニハ、裁判所ノ職員ノ職權ヲ認
メルケレドモ、一面ニ於テ急速ヲ要セズシテ管轄權ガ無イ
ニモ拘ラズ、尙ホ裁判官ガ仕事ヲシテモ宜イト云フ原則ヲ
定メルト、ドンナ違法ナ事ヲシテモ宜イト云フコトニナリ、
斯ウ云フ場合ニ、民間ノ吾々ガ屢々申シマス人權蹂躪ナド
ト云フコトニナッテ來ル、急速ヲ要スル場合ハ、是ハ十三條
ノ規定ハ已ムヲ得マセヌケレドモ、急速ヲ要セザル場合、現
ニ管轄達ト云フコトガ分シテ居ルノニ、裁判官ガ違法ヲス
ト云フコトガ、吾々民間ニ人權蹂躪ノ問題ヲ起スノデアリ
マス、又全ク人權蹂躪ナノデス、サウスレバ立法者ハ斯ウ云
フ違法ノ事ヲシテモ宜シト云フコトノ規定ヲ設ケテ、裁
判官ニ其非ヲ爲サシムルノ危險ガアルカラシテ、一方ニ於
テハ訓示規定デアル丁寧深切ナルコトヲ要スルトカ、名譽
ヲ維持スルコトヲ要スルトカ云フヤウナ、誠ニ良風美俗ニ
關スル道徳的規定ヲ設ケナガラデスナ、一面ニ於テ惡事ヲ
爲スモ差支ナイト云フ規定ヲ置クト云フコトハ、本案ノ性
○林政府委員 十二條ノ規定ハ、管轄違デアルト云フ意
味ニ照シテ見テ、非常ナ瑕疎デアルト思ヒマス尙ホソレデ
モ之ヲ御維持ナサル御積リデアルカドウカ

○林政府委員 十二條ニ付テ一寸御尋ヲ致シテ置キマ
スガ、此管轄達ノ理由ニ依テ效力ヲ失ハヌト云フコトハ、
事物ノ管轄モ含ムノデスカ
○林政府委員 サウ云フコトニナリマス
○横山(勝)委員 十二條ニ付テ一寸御尋ヲ致シテ置キマ
スガ、此管轄達ノ理由ニ依テ效力ヲ失ハヌト云フコトハ、
事物ノ管轄モ含ムノデスカ
○林政府委員 サウ云フコトニナリマス
○横山(金)委員 若シサウシマスト、事物ノ管轄ノ場合デ
モ、下級裁判所ノ管轄スベキモノヲ上級裁判所ガ管轄ヲシ
テ間違タト云フ時ニハドウデモ宜イノデスカ、若シ上級裁判
所ノ方ガ簡易ナノデアリマスカラ、其場合デモ例外ト見テ、
ソレデ宜イト云フ御考ヘデアリマスカ、ソレトモ何カ其間
ニ考慮ヲ廻ラス必要ハナインデアリマスカ
○林政府委員 事物ノ管轄ノ違フ場合ニ於テハ、多少手續ヲ
ト思フノデアリマス、殊ニ十三條ニ於テハ、急速ヲ要スル場
合ニ於テノミ之ヲ爲スコトガ出來ルノデアリマスカラ、急
速ヲ要セナインニ爲スト云フコトニナレバ、明ニ違法デア
リマス、其手續ト云フモノガ效力ガ無イ、斯ウ云フコトニナ
ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト
ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府委員ノ御説ノ通り了

解致シテ居リマス、サウ云フ非道徳的ナ事ヲ看過スル意味

デ出来テ居ラヌコトハ了承致シマスガ、事實アッタラドウシ

ルノハ當然デアルト思ヒマス、御尋ノ様ナ場合ニスルコト

ヲ許ス意味デハ全クナインデアリマス

○横山(勝)委員 意味ハデス、今政府

テハ、御承知ノ通り被告人ト云フモノハ當事者タル地位ヲ十分ニ認メラレマシテ、被告人ハ裁判所ノ訊問ニ對シテ答へル義務ナイト云フ。其則ヲ采ツクノデアリマス、從テ比事件

ヲ發付フ許スコトガ當然ト思フ、其點ハ十分能ク御考慮ヲ
願ヒタイト思フ、ソレダケノコトデス

○鵠澤委員長 次ニ第十九條、是モ無イデセウカ——第二十條——第二十一條——第二十二條——第二十三條——第二十四條
二章裁判所職員、余下品達及司達、第一

實發見ノ爲ト云フコトハ、主トシテ證據ノ問題ニ係テ來ルコトデアルト思ヒマス、此條文ヲ適用シテ、管轄區域外ニ

スカ、ドウ云フ風ニナリマスカ、ゾレヲ承ハリタイ
ガ、證據湮滅ノ虞アルト云フヤウナ場合ハ、之ヲ含ムノジ

テ勾引狀ヲ發スルヤウナコトハ、先づ豫想シテ居リマセヌ、
ソレハサウ致シマシテ、此條文ヲ運用スル上ニ、實際上條ニ
ニ定メタ以外ニ、色々ノ方法ヲ採ル、斯ウ云フ必要ハアルカ
モ知レマセヌ、ソレ等ノ點ニ付テハ、十分遺漏ナク處置スル
考デアリマス

○賛山(泰) 答 宜シウゴザイマス

○上島委員 今ノ林政府委員ノ御説明デ分リマシタガ、併シ如何デゴザイマセウ、職務ヲ行フコトヲ得ト云フ文字ハ、

○鶴澤委員 宜シリニサヘ
○鶴澤委員 ソレデハ十四條カラハ午後ニ致シマセウ
午後ハ一時半カラ

勾引狀勾留狀ノ令狀ノ發付ヲ包含セナイト云フ意味ヲ斷言
スル譯デセウカ、無論是ハ解釋上ニ影響ヲ及ボスト思ヒマ

午後客時二十一分休憩

スガ、其點アリ。○林政府委員 私ハ斷言 シテ差支ナカラ ウト思ヒマス、ソレハ後ノ方ノ規定ニ現ハレテアリマス、管轄違フ 言渡ス豫審決定ナリ、判決ナリラスル場合ニ、特ニ勾留狀ガ出セルト云フ 判定モアリマス、若シ此處ニアル事實發見ノ爲ト云フ事柄モ入ルコトニナルト、後ノ方ノ規定ハ無用ニナリマス、矢張此事實發見ノ爲ト云フノハ、文

○鵜澤委員長 ソレデハ開會致シマス、午前ニ引續キマンテ、第十四條——別ニアリマセヌカ——第五條——第十五條——第十六條、是ハ一寸伺ヒマスガ、第十六條ハ現行法ト大分違^ツテ居リマスカ
○林政府委員 内容ハ格別變リハアリマセヌ、唯ダ此所ヘ構成法ニアルノト刑事訴訟法ニアルノト經メタ譯デアリマス

字通りニ見マシテ、事實發見ノ材料ヲ調ベル爲ト、斯ウ云フ意味ニ見テ宜シカラウト思ヒマス。

○鶴澤委員長 第十六條モアリマセヌカ——ソレデハ第十一
ス

○上畠委員 其御説明モ能ク分リマシタ、所デ是が今日此
立法ヲスルト云フ上カラ云フト、既ニ管轄區域外ニ於テ職
務ヲ行フコトヲ許ス以上ハ、管轄區域外ノ處ニ職務ヲ行フ
ノハ、非常ニ緊急ヲ要スル場合ニ、是非勾留狀勾引狀ヲ發付

七條、是モ同ジ譯ズナ——第十八條
○上島委員 是ハ一寸意味ヲ御尋シテ置キタイ、此第十八
條ニ「管轄裁判所ニ差出スヘシ」トアリマス、此管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ請求ヲ受ケテ、之ノ決定ヲ與ヘル所ノノ

シナケレハナラヌト云フ場合ニ之ヲ禁止スルト云フコトハ如何デセウ、ソレハ事實必要ガアル、例ヘバ検證ト力何トカデ、是非勾引狀苟留狀ヲ發付シナケレハナラヌ場合ニ、後ニ至テハ執行ガ出来ヌト云フ場合カ無キニシモアラズト思フ、サウ云フ場合ヲ豫想シテ置カヌト、九段ノ功ヲ一籌ニ缺グト云フヤウナ虞ガアリハシナイカ

判所ヲ指スヤウニ私ハ考ヘテ居リマス、其前條ニ「管轄裁判所ト
所ニ於テ」ト云フ十七條ノ管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ請求
求以前ニ於テ、法律ノ結果當然管轄權ヲ有スル裁判所ノ考
ウニ考ヘラレマス、斯ウ云フ風ニ二様ニ此管轄裁判所ト
云フコトノ意味ガ含ンデ居ルノデアッテ、能ク見レバ其事が
分ルヤウニ考ヘテ居ルノデスガ、モウ少シ明瞭ニスル爲ニ
前ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求前ニ於ケル管轄裁判所ト

シ兼ネルノデアリマスガ、先ヅサウ云フ事ハアルマイト思フ、勾引状勾留状ハ、矢張原則通リニヤツテ差支ナカラウカト考ヘマス

判所ヲ指スヤウニ私ハ考ヘテ居リマス、其前條ニ「管轄裁判所ト云フ十七條ノ管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ請求以前ニ於テ、法律ノ結果當然管轄權ヲ有スル裁判所ノ考ヘラレマス、斯ウ云フ風ニ一様ニ此管轄裁判所ト云フコトノ意味ガ含ンデ居ルノデアッテ、能ク見レバ其事ガ分ルヤウニ考ヘテ居ルノデスガ、モウ少シ明瞭ニスル爲ニ前ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求前ニ於ケル管轄裁判所ト其請求ヲ受ケテ之ヲ決定スル管轄裁判所ト此二ツノ文字ヲ使分ケルヤウニシタラ便利デアラウト思ヒマスガ、其邊ニ御考慮ハ、定メテ起草ノ時ニアダラウト思ヒマスガ如何ニ

○上畠委員 是ハ別ニ私カラ修正ノ意見ヲ申上ゲル譯デ
ハナイガ、實際下ウモ事實發見ノ爲ニ搜査検證等ヲスルコ

所ニ於テ「ト云フ十七條ノ管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ請求以前ニ於テ、法律ノ結果當然管轄權ヲ有スル裁判所ノ考ヘラレマス、斯ウ云フ風ニ二様ニ此管轄裁判所ト云フコトノ意味ガ含ンテ居ルノデアッテ、能ク見レバ其事ガ分ルヤウニ考ヘテ居ルノデスガ、モウ少シ明瞭ニスル爲ニ前ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求前ニ於ケル管轄裁判所ト其請求ヲ受ケテ之ヲ決定スル管轄裁判所ト此一ツノ文字ヲ使分ケルヤウニシタラ便利デアラサト思ヒマスガ其邊ノ御考慮ハ、定メテ起草ノ時ニアタラウト思ヒマスガ如何ニスカ

トハ再々アリマス、此搜查検證ノ場合ニ於テ、勾留状勾引状ヲ出ス必要ヲ感ズル必要ハ、實際ニ多々アリマス、吾々デモ

○林政府委員 其等ノ點モ實ハ考ヘタノデアリマスガドウモ巧イ言葉ガアリマセヌ、是デ間違ハ起ルマイ、斯ウ云フノ所ニ於テ「ト云フ十七條ノ管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ請求以前ニ於テ、法律ノ結果當然管轄權ヲ有スル裁判所ノナウニ考ヘラレマス、斯ウ云フ風ニ二様ニ此管轄裁判所ト云フコトノ意味ガ含ンデ居ルノテアツテ、能ク見レバ其事ガ分ルヤウニ考ヘテ居ルノデスガ、モウ少シ明瞭ニスル爲ニ前ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求前ニ於ケル管轄裁判所ト其請求ヲ受ケテ之ヲ決定スル管轄裁判所ト此一ツノ文字ヲ使分ケルヤウニシタラ便利デアラウト思ヒマスガ、其邊ノ御考慮ハ、定メテ起草ノ時ニアツラウト思ヒマスガ如何ニテ此處ニ落付キマシタ、ドウモ巧イ言葉ハアリマセヌ

サウ云フ經驗ヲ多々持テ居リマスカラ、管轄區域外ニ於テ事實發見ノ際ニ處分ヲスル必要アル場合ハ、勾引狀勾留狀

○林政府委員　其等ノ點モ實ハ考ヘタノデアリマスガドリ
モ巧イ言葉アリマセヌ、是デ間違ハ起ルマイ、斯ウ云フノ
デ此處ニ落付キマシタ、ドウモ巧イ言葉ハアリマセヌ
○上畠委員　意味ハサウ云フノデアリマスカ
御考慮ハ、定メテ起草ノ時ニアッダラウト思ヒマスガ如何デ
所ニ於テト云フ十七條ノ管轄裁判所ハ、指定又ハ移轉ノ判
決所ヲ指スヤウニ私ハ考ヘテ居リマス、其前條ニ「管轄裁判
所ニ於テ」
求以前ニ於テ、法律ノ結果當然管轄權ヲ有スル裁判所ノ
ウニ考ヘラレマス、斯ウ云フ風ニ一様ニ此管轄裁判所トト
云フコトノ意味ガ含ンデ居ルノデアッテ、能ク見レバ其事ガ
分ルヤウニ考ヘテ居ルノデスガ、モウ少シ明瞭ニスル爲ニ
前ノ管轄ノ指定又ハ移轉ノ請求前ニ於ケル管轄裁判所ト
其請求ヲ受ケテ之ヲ決定スル管轄裁判所ト此一ツノ文字ヲ
使分ケルヤウニシタラ便利デアラウト思ヒマスガ、其邊ニ
御考慮ハ、定メテ起草ノ時ニアッダラウト思ヒマスガ如何デ
スカ

併ナガラ全國ノ各裁判所ヲ通ジテ、多數ノ被告多數ノ辯護人カラ、屢々偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アル場合ニ忌避ノ申請ヲシタルニ拘ラズ、未ダ曾テ一タビモ裁判所ノ容ル、所ト一條ノ規定ヲ承ケテ作ラレタル本案二十五條ノ規定モ、亦同一ノ趣旨デアラウト思フ、然ルニ斯ノ如キ規定ヲ置イテ、立法ヲセラル、デアラウト考ヘマス、現行法然リ、現行法ノ四十條ノ規定ヲ承ケテ作ラレタル本案二十五條ノ規定モ、亦同一ノ趣旨デアラウト思フ、然ルニ斯ノ如キ規定ヲ置イテ、立法被告人竝ニ辯護人ノ側ニ於テ屢々申立テルニ拘ラズ、未ダ曾テ當局ノ容ル、所トナラナイ、茲ニ私ハ此法案ノ文字ニ付テ、冒頭ニ申上ゲマシタ如ク、一讀甚ダ明瞭デアッテ、之ガ運用ノ衝ニ當レバ、最モ不可解ノ文字デアルト云フコトニコデアリマス、若シ前會ノ政府委員ノ御答辯ノ如ク、恐クハ今日以後ニ偏頗ノ裁判ヲ爲スヤウナ裁判官ハ絶對ニ無イトアリト認ムル場合ガ屢々アル、私方此四十一條ノ規定ニ依テ、即チ現行法ノ規定ニ依テ、忌避ノ裁判ヲ受ケタル實例ヲ、記憶致シテ居ルノヲ申上ゲマシタ所ガ、待テナイト言フ、然ラバ十分多キ、ドウモ吾々常識カラ考ヘテ見ズ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス屢々受ケテ居リマシタカラ、ドウカ少シノ間待テ貨ヒタイト云フコトヲ申上ゲマシタ所ガ、待テナイト言フ、然ラバ十分ガ擔當ノ事件ガ開廷ニナルト、ゾレデ東京區裁判所ノ呼出ヲ受ケテ居リマシタカラ、ドウカ少シノ間待テ貨ヒタイトモウ待タナイト言フノデスカラ、仕方ナイカラソレデハ待テ貨ハナインデモ直グ車デ行クカラト言ウテ、東京區裁判所カラ東京控訴院ニ駈付ケ、刑事ノ法廷ニ入ルトモウ既ニ辯論ヲ公開シテ、私方申請シタル證人ノ訊問ヲ爲シツ、アル其半バニナッテ居ル、此場合ニ私ハ裁判長ニ、東京區裁判所ト東京控訴院トノ距離ハ僅ニ數町デ車デ來レバ二分カ三分デ來ル、ソレフモ待タナイト言フテ、ソレモイケナイ、調ニナルト云フコトハドウ云フ譯デアルカト、斯ウ質問人ノ訊問ヲサレルト云フコトハ、甚ダ裁判道徳ノ上ニ於テ解スペカナル所デアル、從來サウ云フ場合ニハ多少ノ御猶豫ヲ願フ習慣ニナッテ居ル、然ルニ此重要ナル證人ヲ御取陳述シタカト言フト、ソレハ調書ニ就テ見タラ宜カラウ、アルカラ、次シテ辯護人ノ干渉ハ受ケナイト斯ウ云フ態度デアル、然ラバ此證人訊問ニ對シテ、ドウ云フ事ヲ證人ガ調ニナルト云フコトハドウ云フ譯デアルカト、斯ウ質問ヲ致シマスルト、ソレハモウ裁判所ノ權利デアルコトデ調書ガ出來タラ後デ御示テ願フト言フト、ソレハ其場合ニ行シテ必要ガアレバサウスル必要ナケレバ朗讀セヌカモレヌ、斯ウ云フ態度デアル、ソコデ其被告事件ハ、内容ハ

賭博事件デアリマシタカラ、大シテ論ズル程ノ事件デハアリマセヌガ、兎ニ角有罪無罪ノ岐レル證人調デアル、ソレデサウ云フ態度ヲ執ルカラシテ、何故此事件ニ限ツテ、左様ニ審理ヲ急ガレルカ、斯ウ質問スルト云フト、何モ理由ハ無イ理由出ガ無イノナラバ、五分カ十分待テナイ道理ガ無イデシテ許可シテ居ル、ソレヲ申請シタル辯護人ノ居ナイ所デハナイカ、ソコデ吾々ノ方ハ其裁判官ノ態度ニ對シテ、斯ノ訊問ヲスル、而モソレハ一時間モ三時間モ待テト云フノデハナイ、僅カ五分カ十分ノ話デアル、ソレヲモ待クナイデ事案ヲ急速ニ裁断ヲ爲サントスルノハ、是ハ既ニ豫斷ヲ懷メテ居ルモノニアッテ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルモノニアル、斯ウ言ツテ私ハ忌避ノ申請ヲシタコトガアル、ソレカラ今一ツハ有名ナル板橋五人殺ノ事件、被告人ハ豫審ニ於テ、或程度マデ自白致シテ居ル、ソコデ裁判長ガ訊問ヲスルト云フト、自白ヲ醜シテ五人殺ノ事實ヲ否認シテ參リマスト云フト、時ノ裁判長ハ怒號叱咤大聲ヲ發シテ、オ前ハサウ云フ抗辯ヲ一體何處ニ誰ニ教ハタカ、斯ウ云フ訊問ニアル、名前モ裁判官モ皆ナ存ジテ居リマスガ、ソコデ猶ノ如キ被告人ハモウ答辯スルコトガ出來ナイ、足ヲ踏ミ大聲ヲ發シテ、非常ナル叱責ヲセラル、モノデアルカラシテ、遂ニ黙シテ答辯スルコトガ出來ナイト云フ状態デアル、ソコデ私ハ又裁判長ニ御尊ヲ致シタ、被告人が自由ナル法廷ニ於テ、被告人供述ヲ醜スコトハ此事件ノミテナイ、吾々屢々經驗シテ居ル、ソレヲ何カ辯護人ガ入瞿惑ヲデモ付ケタ如ク、又在監人カラ智慧ヲ付ケラレタカノ如キ疑ヲ以テ、サウシテ自己ヲ翻スコトヲ阻止スルト云フコトハ、オ前ガ自由シタノハ真實デアルカラ、オ前ハ有罪トスルト云フコトヲ、前提シテ居ルモノト言ハレテモ仕方ナイデハナイカ、イヤサウヂヤナイ、サウデヤナインオナラバ、自白ヲ醜サウト醜スマイト、自由ニ御裁斷ナサレテハドウカ、是モ裁判長ノ職權ダ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、是ハ吾々人民ノ側カラ見ルト、明ニ偏頗ノ裁判ヲ爲ス場合ニ當ラテ居ル、事實ヲ明ニシテ居タモノヲ醜ス、其醜ス供述ヲ阻止スルト云フコトニナレバ、豫審デ認メタ事ニ付テ裁判セントスルノデアル、ソレハ有罪ノ豫断ヲ懷イテ居ラモノデアルト言ハレテモ仕方ナイ、併ナガラ今日裁判官ノ人格、學識閱歷ヲ信ズルノ厚キ、偏頗ノ裁判ヲヨモヤ爲サリハシナイトハ思ヒマスケレドモ、辯護人ノ立場カラシテ、斯ノ如キ失當ナル裁判ノ進行ト云フモノヲ看過スル譯ニハ行カヌ、ドウモ處アル場合、偏頗ノ裁判ヲ爲ストキトハ決シテ言ハナイ、時ニハ爲スノ模様カ現レル、爲スノ状態ニ在ルカラシテ、爲スノ處アルモノトシテ、吾々ハ之ヲ論難シテ忌避ノ申請ヲスルノデアル、是モ亦結

局抗告マデ致シマシタケレドモ許可ニハナラナイ、ソレカラ又一ツハ是ハ最近起々タ例デアリマス、東京區裁判所ノ例デ極メテ新シイ例デアリマスカラ、喰ゾ司法當局モ御記憶デアリマセウガ、長岡地方裁判所ノ囑託ニ依テ、某大官ヲ東京區裁判所ガ訊問スルト云フ際ニ、臨時法廷ト云フ札ヲ懸ケテ、サウシテ豫メ傍聴禁止ト云フ札ヲ出シテ、廷丁ヲシテ嚴ニ之ヲ守ラシテ、サウシテ何人モ之ニ入レナイ、關係辯護人ダケハ御入リニナッテモ宜シト云フコトデ、辯護人ダケ入テ行キマシタ、所ガ此處ハ法廷デナインダト云フ、法廷デナイモノヲ何故臨時法廷ト云フ札ヲ御出シニナルカ、ソレハ誰カノ誤リデマア化方ガナイン、斯ウ云フ事デアル、鬼ニ角豫メ傍聴禁止ヲシテ、サウシテ廷丁ヲ其處ニ置イテ、嚴ニ扉ノ取締ヲ致シテ居ル以上ハ、之ヲ裁判ノ法廷ト見、又裁判官ガ傍聴禁止ヲシタセノト見ナケレバナラヌ、甚ダ疑シイ取扱振ヲサレシテ居ル、ソレハソレデ宜イトシテ、其所謂臨時法廷ニ入テ見ルト、傍ニ机ガアッテ、煙草盆ヲ與ヘ、御茶ヲ与ヘテ非常ニ優遇ヲシテ居ル、ソコデ是ハ妙ナ話ダ、一般ノ人民ガ裁判所ニ證人トシテ呼ベレタ場合ニ、斯ウ云フ御茶取扱ハ無イガ、煙草盆ヲ與ヘ、御茶ヲ出し、特ニ非訟部カラ通行サセルノミナラズ、訊問中證人ニ電話ガ掛チテ來タサウスルト給仕ガ半紙ヲ二ツ折ニシタ位ノモノニ、電話ノ用件ヲ書イテアル紙ヲ持テ電話室へ行テ、數分ノ後ニ歸事ガ一覽シテ證人ニ示シ、證人ト判事ト書記ト三人デ吾々面前ニ合議ヲ致シテ、訊問中ニモ拘ラズ、書記ガ其用件ノ書イテアル紙ヲ持テ電話室へ行テ、數分ノ後ニ歸事ガ一覽シテ證人ニ付テハ、公判裁判所ニ呼出其間ハ裁判官モ訊問ヲ止メ、吾々モ默然ト其處ニ待テ居ル、ソコデ吾々ハ誠ニ其證人ニ付テハ、公判裁判所ニ呼出シテ調べテ貨ヒタイト云フ要求デアッタモノヲ、裁判所方途中ニ於テ其決定ヲ翻シテ訊問ヲ致シタノデアル、ドウモ即チ獨立ナル司法官ガ、行政權ニ獨立シテ職務ヲ行ハナケレバナラヌ關係デアルニ拘ラズ、斯ノ如ク政府ノ官吏タルノ故ヲ以テ非常ナル便利ヲ與ヘ、優遇ヲ致シマシテ、煙草盆ヲ出シ、御茶ヲ出シ、電話ノ取次ヲスル、而モソレガ裁判事務ノ執行中ニ行タ、斯ウ云フ場合ニ吾々人民側デハ、ドウモ裁判所ガ不公平テアル、而シテ吾々ガ一面ニ於テ辯護權ヲ執行セントスルト、是ハ囑託事務ノ一部デ、公判手續ノ一部デアルカラ其訊問ハ許サナイ、辯護士ノ職服ヲ著テ來ルコトモ干渉ハセヌケレドモ、必要ハナイノダト云フノデ、辯護人人ハ恰モ石塊カ土偶坊ノ如ク、其處ニ坐テ居ルノデアル、リマスママイガ、併ナガラ其邊ヲ見ルト、如何ニモ裁判所ガ不公平ノヤウニ思フ、併ナガラ吾々ガ之ヲ信念ニ問フテ見テ、

此裁判官が不公平ナル裁判ヲ爲スト云フ確信モアリマセバ、法律ニ於テハ不公平ナル裁判ヲ爲スノ虞アルトキト云ノノデアル、ドウモオカシイ、斯ウ云フノガ吾々ノ本案第二十五條ノ運用ニ付テノ疑デアリマス、サウ云フ例ヲ持ッテ來テ、私ハ司法當局ニ御尋致シタインノハ、偏頗ノ裁判ヲ爲スノ處アルトキト云フノハ、既往三十年ノ御經驗ニ依ッテ、未ダゲテ、如何ニモ裁判官ト云フモノハ、偏頗ノ裁判ヲナスモノダト云フヤウナ感念ラ人民ニ與ヘルコトハ宜シクナイ、既往ニ於テ然リ、現在益々將來ニ於テ全然ナイト云フコトナラバ、是ハ全然御削リニナックテ然ルベシト思フ、併ナガラ今申上ケルヤウナ經驗ニ於テ、實際辯護權ヲ行使スル上ニ於テ、如何ニモ裁判官ガ不公平ナル事ヲ爲スト云フ考ガアル場合、其空氣ノアル場合、其模様ノアル場合、其狀態ノアル場合ニ、吾々主觀的ノ方面カラ、此規定ニ依ツテ忌避ノ申請ヲスルト云フ場合ニ、此實際ノ運用ハドウナルカト云フノデアリマス、即チ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキト云フモノハ、之ヲ行使スル權能ヲ有ツテ居ル、被告人竝ニ辯護人ニ於テ、如何ニモ偏頗ノ裁判ヲ爲スヘキ狀態ノアル場合ニ於テ、此法ヲ適用シテ差支ナインデアルカ、辯護人ヤ被告人ガサウ考ヘテモ一向差支ガナイ、之ヲ其裁判ヲ爲ス者ガ、此狀態ニ於テ爲スアリト認メタル場合テナクテハイカヌ、即チ二五條ノ規定ハ、客觀的ノ見地カラ立法セラレタモノデアルカ、被告人辯護人カラ、主觀的ノ見地カラ立法セラレタノデアルカ、是ハ屢々質問ガアリ、其法制ニ付テ重大ナル關係ガアルノニ、司法省ガ何等ノ修正ヲセズ、何等ノ手ヲ入レズ、斯ノ如キ舊イ文字ヲ其儘襲踏スルト云フコトハ、餘程考慮ヘテ居ルガ、管テ裁判所ニ於テ容レラレナイ、是ハ此規定ヲ要セラレタ事ト考ヘマス、是ハ事實問題トシテモ今申上ダクヤウナ場合ハ、吾々ガ良心ニ問ヒ、常識カラ考ヘテ、當時ノ場合カラ考ヘマシテ、忌避ヲ爲スニ足ル場合デアルト考ヘテ居ルガ、管テ裁判所ニ於テ容レラレナイ、是ハ此規定ノ中ニ於テ、餘程疑ノアル文字デアルト言ハレテモ仕方ガナイト考ヘルノデアリマス、前會數回御答辯モアックヤウニ記憶致シマスルガ、必ズシモ質問者ノ質問モ其當ヲ得テ居タルトモ見受ケズ、又必シモ其ノ御答辯ガ、御質問ニ當哉、テ居ツタトモ考ヘマヌノデ、寔ニ貴重ナ時間ヲ費シテ済ニマセヌガ、屢々起ル問題デアリマスカラ、腹減ナキ御意見ヲ承テ、將來吾々ノ執ルベキ方針ノ上ニモ益ガアリ、又將來ノ裁判道德ニ影響ノアル事デアリマスカラ、是非御説明ヲ願ヒタイ

タノデ、實ハ能ク調ベテアリマセヌ特殊ノ事件ニ付デハ、一々報告ヲ徵シテ居リマスガ、忌避事件ハ全部報告セヨト云フコトニ今迄ナツテ居リマセヌ、ソレデ刑事法訴訟法實施以來今日ニ至ル間ニ於テ、忌避ノ申請ト云フコトハ隨分アッタノ司法部ノ爲ニ、非常ニ幸ノ事デアルト思フ、判事ハ公平ニシテ私ノ立場デ、裁判ヲスベキモノデアル、ゾレガ判事ノ責任デアルノデス、忌避ノ申請ト云フヤウナ事ガ立ツタ例ガ度々アラルト云フヤウナコトデハ、裁判ノ威信ハ全ク無イ、サウ云フ事ノ無カツト云フコトハ、司法部ノ爲ニ喜ブヘキ事デアルト考ヘテ居リマス、假ニ今マデ一度モ立ツタコトガ無イト致シマシテ、斯ウ云フ條文ソソンナラ削タラドウカ、斯ウ云フ御議論モアツタヤウデゴザイマスガ、ソレハドウモ御同意ガ出來ナイ、假令今日マデ無イニシテモ、將來ヲ慮ツテ、斯ウ云フ規定ヲ置クト云フコトハ必要デアリマス、將來絶對ニ適用ガ無イト云フコトハ、無論希望スルノデアリマスガ、ソレニシテモ條文ダケハ置カケレバナラヌ、尙ホ其條文ニシテ御尋カアリマシタガ、無論裁判ノ偏頗ナル處ガアルト云フ趣意ニナツテ居ルノデ、外部カラ見テ之ヲ疑フニ足ルベキ相當ノ理由デアレバ、此法文ニ當ルノデアリマシテ、判事ハ公平ニヤル積リデ居ツテモ、外部ニ現レタ旨所ガ疑フヘキ事情ニナツテ居ルナラバ、無論ニ當ル(併ナガラ被告人ヤ辯護人ガ、或事情ヲ捉ヘテ公平ヲ疑ツ所ガ、其被告人ヤ辯護人ガ疑ツカランニ當ルト云フコトハ言ヘナリ)、隨分疑方ガ誤ツテ居ルコトモアルノデアリマスカラ、要スルニ是ハ辯護人、或ハ被告人、裁判官其人ト云フコトデナク、之ヲ離レテ外部カラ相當ニ判断シテ、言ヒ換ヘレバ何人ガ見テモア、云フ事情ガアルナラバ公平ヲ疑ハナケレバナラスト云フダケノ事實ガアレバ、裁判官ハサウ云フ考ガ無イノデアツテモ、無論之ニ當ルト云フコトニナルト云フコトハ、法文ノ趣意トシテハ疑ナインデアリマス、今横山君カラ二三ノ例ニ舉ゲラレタヤウデアリマスカ、其例ニ付テ私ハ意見ヲ述ベル譯ニハ參リマセヌガ、若シ果シテサウ云フ事例ガ御話ノ通リアツトスレバ、其取扱ハ甚ダ不深切デアル、前ノ例ハサウデアリマスガ又後ノ例ノ場合ニ于テモバナラ穏當ヲ缺イテ居ル、斯ウ云フコトガ言ヘルダラウト思フ、併シ其場合ニ果シテ偏頗ノ裁判ヲスル處ガアルト云フヌ、又法文ノ趣意モ文字ニ表ハレテ居ルノデ、アトハ實際ノ

運用如何ノ問題デアルト思ヒマス、無論其法文ガ行ハレル場合ニハ此法律ノ精神ニ從テ、適當ニ運用スルヤウニ注意スルト云フコトハ當然デアリマス、是ハ他ノ條文ニ付テモ段々申上ゲタ通リデアリマス、以上ノ趣意ニ御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス

○横山(勝)委員 無論單ニ被告人若クハ辯護人ノミガ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキト云フ事ノ疑ヲ以テ、其一事ニ依テ其條文ガ援ケラヌルモノデアル、即チ絕對主觀のノ立法デアルトモ思ヒマセヌ、併ナガラ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキト云フノハ、一番ニ此條文ニ觸レテ、サウ云フ裁判ヲ爲ス處アルト云フコトヲ考ヘルノハ、利害關係最密接ナル被告人、竝ニ辯護人ニ存スルコトハ、是ハ疑ノ無イ事デアル、傍聴ヲシテ居ル關係ノ無イ人デアルトカ、牽連犯ノ位置ニ在ル辯護人或ハ牽連犯ノ被告人ハ、其法廷ニ居リマンテモ、其訊問其他ノ訴訟手續ガ自己ノ身邊ニ何等ノ關係ナキ場合ニハ、客觀のニ之ヲ觀察スレバ、實ニ亂暴ナ取扱ヲスルト考ヘテモデスナ、ソレニ付テ別ニ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルト云フ風ニハ考ヘナイカモ知レナイ、即チ第三者デアブテ、利害關係ガ無イト云フ場合ニハ――――デアリマスカラ、此條文ニ依テ救濟ヲ得ントスル被告人竝ニ辯護人ハ、自己ノ扱ハル、訴訟手續、又自己ノ辯護ヲ擔任シテ居ル被告ノ権利義務ニ關シテ、裁判官ノ違法ナル取扱アルト云フ場合ニ、先づ此規定ニ依テ忌避ノ申請ヲ爲シ、希望ヲ申立テルノデアリマスカラ、第一ニ此偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキト云フ必要ヲ感ズルコトハ、當該被告人ニ當該辯護人デアルト云フコトハ疑ナイ、サウスレバ事實ノ上ニ於テ此法文ヲ解釋スルニ當ツテ、被告人竝ニ辯護人ノ位置ト云フモノヲ大ニ參酌セネバナラヌ、又其人々救濟ヲ訴ヘルコトニ依テ、此規定ト云フモノハ始テ活動スルノデスカラ、或ハ客觀的ニ觀察スレバ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アル場合デモ、之ヲ他ノ被告人、他ノ辯護人傍聴人ノ側カラ、何モ之ニ向ツテ救濟ヲ訴フル必要モ無ケレバ、権利モ義務モナインデアルカラ、此條文ハ事實ニ於テ行ハレナイノデアリマス、デアリマスカラドウシテモ斯ウ云フ規定ヲ設ケテ、既往ニ於テサウ云フ必要ガ無クテモ、萬一ノ場合ヲ慮テ本法ノ立法ヲ爲シタリトスレバ、ドウシテモ被告人竝ニ辯護人、即チ當該事件ニ直接密接ノ關係アル所ノ被告人竝ニ辯護人ガ、此偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキト云フ規定ニ當ルコトハ是ハ申スマデモ無イ事デアリマス、而シテ然ラバ、其裁判ヲ誰ガスルカト云ヘバ、其時ノ裁判所ニ於テ判断スル、是ハ次ノ條文ニ行ツテ御質問致シマスケレドモ、其裁判ヲスル裁判ハ何ヲ標準ニスルカ、之ヲ第三者ノ地位ニ立ツテ公平ニ觀察シテ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキト云フヤウニ見エル場

場合ニ於テモ、被告人竝ニ辯護人ニ於テハ、左様ナ事ヲ考ヘナイ
ケレドモガ、併シサウ考ヘテ居ナイ、先刻申上ゲタヤウニ、
忌避ノ裁判ヲ爲スコトニ依ッテ、訴訟ヲ遲延スル目的デヤッ
タモノデアルト云フヤウナ事實ガ明瞭ナル場合ハ、被告人
竝ニ辯護人ハ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリトハ思ッテハ居ラナ
イ、目的ハ他ニアーテ訴訟ヲ遲延セシムルノミデアル、サウ
スレバ、被告人竝ニ辯護人ハ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アル場合
トハ見ズシテ、此規定ニ依ッテ、不當ナル訴訟手續ヲ致シテ
居ル場合ガアルモノト見ナケレバナラズ、併ナガラ裁判ヲ
スル裁判官カラ見レバ明ニ忌避ノ申立ヲシタモノト見テ、
其理由ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アル場合ニ相當スルト云フコ
トデアリマシテ、無論此規定ニ依ッテ忌避ノ申請ト云フコ
トハ、認容セラル、ノデアリマスカラシテ、必ず被告人ノ意思
如何ニモ依ラナイ、被告人ノ意思ノミニ依ルモノデナイト
ノ申立ノアツタ場合ニ裁判ヲ爲ス、裁判官ガ、何レニ重キヲ
モノハ、訴訟關係人ヲ保護スル爲ニ出來テ居ル規定デアル、
置クカト云フニ私ハ之ヲ主觀的ノ立場ニ立ッテ當時ノ模様
ノ見テ、サウシテ被告人竝ニ辯護人ノ言フコトハ、成程尤デ
アル、客觀的ニ忌避ノ裁判ハ辯護人竝ニ被告人ノ要求通り
ニ裁判セラルベキモノト思フ、ソコデ解釋方法ヲ一面カラ
併ナガラ被告人竝ニ辯護人ガサウ云フコトヲ疑フ事情デア
ル、即チ虞ガアル場合デアル、斯ウ云フ場合ニハ此二十五條
ノ規定ニ依ッテ、忌避ノ裁判ハ辯護人竝ニ被告人ノ要求通り
ニ裁判セラルベキモノト思フ、ソコデ解釋方法ヲ一面カラ
見レバ、立法ノ精神ヲ客觀主義ヲ根柢トスルカ、主觀主義ヲ
根基トスルカ、其立場ニ依テ此法律ハ自由自在ニナルモノ
デアル、訴訟關係人ヲ保護スル規定デアリ、訴訟關係人ノ權
利ヲ擁護スル規定デアルカラ、ドウシシテモ私ハ被告人竝ニ
辯護人即チ人民ノ側ニ立ッテ、人民側ノ利益ヲ保護スルト云
フ意味ニ於テ、此方面ノ意思ニ重キヲ置イテ、寧ロ他ノ事情
ヲ參酌スルト云フノガ此立法ノ大精神デナイカト思フ、全
然裁判官ノ側ニ立ッテ言フナラバ、若ハ司法省ノ側ニ立ッテ
言フナラバ、立法者ノ側カラ申シマスナラバ、苟モ相當ノ學
識ガアーテ、相當ノ條件ヲ備へ、相當ノ試験ヲ經テ相当修習
ヲ致シテ居ル判事ニ、万ガ一ニモ斯ンナコトガアラウ筈ハ
無イノデアリマスカラ、絶對客觀主義ノ立場ニ立ッテ考ヘ
ルナラ、ベスウ云フ規定ハ全ク無クテ宜イ、三十年間此法律
ヲ適用シテ見テ、一過モ無カタラ、將來三十年、五十年ニア
ラウ道理ハナイ、三十年經テモ五十年經テモ起ルコトノ
無イ場合ヲ想像シテ、此忙シイ場合ニ此立法ヲ爲サル必要

ハアルマイ、デアリマスカラシテ、私ハ司法権運用ノ爲ニハ遺憾ノ場合ガ生ズルカモ知レマセヌケレドモ、時ニハ裁判官モ忌避サル、場合モアリ、忌避ノ申立ヲスル場合モアルト云フ時ニナッテ、始メテ此司法権ノ威信モ保テルト思フ、忌避ノ申立ニ對スル裁判ト云フモノハ、結果ガ分ツテ居ルト云フコトニナッテ居ル、裁判ハ何時デモ人民側ガ負ケデ、裁判官方勝ツト云フコトニナッタナラバ、折角人民保護ノ爲ニハ二十五條ト云フモノヲ規定シタノコトニナラバ、折角人民保護ノ爲ニ作ツテヤル何等效力モ無イコトニナル、人民権利擁護ノ爲ニ作ツテヤルト云フ美名ノ下ニ立法セラレタル法律ガ、人民側カラ見レバ痛クモ痒クモ酸クモ甘クモナイト云フコトニナル、無用ノ法文デ無クテモ宜イト云フコトニナルト私ハ斯ウ考ヘルデアリマスカラ此規定ト云フモノハ、解釋ノシヤウニ依ツテ白クモ黒クモナルノデアリマスカラ、立法ノ精神ハ人民側ノ意思ニ重キヲ置イテ、而シテ後ニ此規定ヲ適用スルカ、絶対客觀主義デ人民ノ意思ハドウデモ構ハヌ、ソソナ事ガアルモノデナイト云フ立場ニ立ツテ解釋スル意味デアルカ、此法文ヲ立テラレタ根據ヲ私ハ伺テ置キタイ
○林政府委員 先程御答ヲ致シマシタ通り、此法案ノ意味ニ於テハ、被告人辯護人ノミニ意思ニ依ル譯ニハ無論行カヌノデアリマスガ併ナガラ之ヲ判断スル上ニ於テ、被告人ヌノデナイト云フ立場ニ立ツテ解釋スル意味デアルカ、此辯護人ノ地位竝ニ其状況ヲ、被告人辯護人ノ立場カラ如何當ノ判断ヲスルト云ファヤウナコトヲ、判断ノ材料ニ置クモノデアルト云フコトハ如何デアラウカト考ヘテ居リマス
○横山(勝)委員 サウスルト尙ホ進ンデ伺ヒマスガ、申スマデモナク忌避ノ原因アル場合、即チ除斥セラルベキ原因ノアル場合、是ハ絶對ニ適用ノアルベキモノト考ヘマス、ソレカラ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アルトキ、是ハ先刻來私カラモ中上ゲタ如ク、訴訟關係人ノ権利ヲ保護スル意味ニ於テ出来タ法律デアルコトハ無論デアリマスガ、便宜上委員長ノ許可ヲ得テ、第二十六條ニ關聯シテ御尋ラ致シタイノハ、第二十六條ニハ「事件ニ付請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス」即チ原因ヲ知ツテ居ツテ——偏頗ノ裁判ヲ爲ス事ノアルト云フ原因ヲ知リナガラ、事件ニ付テ請求ヲシタリ陳述ヲシタ場合ニハ忌避ノ申立が出來ヌトシテ當事者ノ處分権ヲ認メラレテ居ルノデアリマス、言葉ハ惡イカモ知レマセヌガ、私ハ處分権主義ノ發露シタモノト考ヘマス、サウスルト此忌避ノ原因ガアラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スヤウナ處アル裁判官方裁判ヲスルト云フコトハ、一面ニ於テ訴訟當事者ノ權

利ヲ保護スルノデアリマスケレドモ、一面ニ於テハ是ハ又司法權ノ神聖ヲ保持シテ、司法權ノ威信ヲ保ツト云フ立法事者ノ處分ニ委スカ、當事者ノ拋棄スルコトニ一任シテ顧ミナイカ、即チ第一二十六條ノ規定ニ於テ、當事者ノ處分權ヲ許シテ居ルト云フコトハ、第二十五條ノ規定ニ於テ偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アルトキト云フコトヲ認メテ、之ヲ裁判所ノ前ニ持出スカ持出サヌカト云フコトノ、當事者ノ意思ヲ推測セラレテ居ルノデアラウト私ハ考ヘル、即チ當事者ノ處分權主義ヲ認メタコトガ即チ當事者ノ意思ト云フモノヲ尊重シテ出來タモノデアルカト云フコトヲ、是ハ關聯シテ承リタイ、サウスレバドウシテモ第二十五條ノ規定ト云フモノハ、當事者ノ意思、當事者ノ利益、當事者ノ主張ト云フコトヲ根據ニシテ居ルト云フケレドモ、全般ノ事情ヲ斟酌スル上ニ於テ、最モ多ク最モ濃厚ニ主トシテ斟酌セザルベカラウト思フ、サウ云フコトデアリマスナラバ、屢々申上ダル如ク第二十五條ノ規定ト云フモノハ、全般ノ事情ヲ斟酌スル上ニ於テ、最モ多ク最モ濃厚ニ主トシテ斟酌セザルベカラザルモノハ、辯護人竝ニ被告人ノ意見デアル、斯ウ云フ立法ノ精神ガ私ハ含マレテ居ラネバナラスト考ヘル、即チ主觀主義ノ立場ニ立ッテ、第二十五條ト云フモノハ規定スベシ、其意味ニ於テ解釋スペキモノデアル、此故ニ第二十六條ニ於テ當事者ノ處分權主義ヲ認メテ、サウシテ一日陳述ヲシ請求ヲシタ場合ニハ、其裁判官ニ對スル忌避ノ申請ヲ許サヌノデアル、斯ウ云フヤウニ關聯シテ疑問ガ起ルト思ヒマスガ、ソレデモ矢張政府委員ノ御考ハ前ノ通りデアリマスカドウカ、之ヲ伺テ置キタイ

○林政府委員 横山君ノ言ハレル意思ト云フコトハ、ドウ云フコトニナルカ一寸分リ兼ネマスガ、要スルニ御答ラシタ趣意ハ、唯ダ被告人トカ辯護人ガ偏頗ノ虞ガアルト思ッタカラ、ソレデ忌避ノ理由ガアルト定メル譯ニ行カナイ、併ナガラ茲ニ現ハレタ裁判官ノ取扱ニ關スル事實ガ、被告人辯護人ニ如何ニ感ズルカ、是ハ餘程重キヲ置クベキ事デアルト云フコトハ論ヲ俟タヌト思ヒマス、被告人ト純粹ノ第三者トハ、裁判官ガ同じ手續ヲシテモ感じ方ガ無論達フ、此場合ニ被告人ノ立場ニ居ル者ガ如何ニ感ズルカ、斯ウ云フコトヲ忌避ノ中立ガ理由アルカドウカラ判断スルニ付テ、十分ニ重キヲ置イテ考ヘルト云フ意味デアルナラバ、横山君ノ言ハレルノト私ノ答ヘテ居ル事ハ全ク同じ意味ニナル、唯タ私ハ辯護人及被告人ガ偏頗ノ虞アリト信ジタト云フ事實アルノ一事ヲ以テ、既ニ忌避ノ理由アリ、斯ウ云フコトニナルト云フコトハ出來ナイ、斯ウ云フ意味デ御答シテ居ルノデアリマス

○横山(勝)委員 サウ致シマスルト、現行法ノ四十一條ト
ソレカラ本案ノ第二十五條ノ規定トハ、精神ガ違フト私ハ

ヲ此處デ言明ヲスルコトガ出來マスカドウカ、是ハ實際問題ニ影響ヲ致シテ困ル問題デアリマスカラ、重ネテ之ヲ承

ニ反イタ手續ヲスル場合ハ、無論包含シテ居ルト云フコトヲ屢々論ジタコトガアリマスケレドモ、是ハ今日マデ忌避ノ裁判ニ付ニハフ。大抵ノニ居ラバ、トク云フ場合ニハ比

判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ルヘキ情況アル場合ニ於テハ之ヲ
忌避スルコトヲ得ト書イテアリマス、是ハ先刻來屢々申上
ゲタ如ク、被告人ニ辯護人ノ側カラ見テ「偏頗ナ裁判ヲ爲

○林政府委員 二十五條ノ趣意ト現行法ノ四十一條ト全然違ハナイト云フコトハ言明シテ憚リマセヌ、本案ニ於テ現行法ノ四十一條ヲ變更スル考ト云フモノハマルデ無イ、唯

解釋上如何ヤウニナリマスカ承リタイ
○林政府委員 裁判所ガ法律ニ反スル手續ヲシタト云フ一事ニ依テ、忌避ノ理由ガアルト云フ事ハ認メラレマセヌ、要

ガ書イテアリマス、被告人デモ辯護人デモ冷靜ニ之ヲ考ヘ
ルナラバ兎ニ角、現代ノ進歩シタル裁判官ガ偏頗ナ裁判ヲ
シハシマイケレドモ、ア、云フ事ヲサレル以上ハナンダカ
怪シイ、斯ウ云フコトヲ疑フベキ状況アル場合ニ、忌避ノ權
利ヲ認メテ居ルノデアリマスカラ、即チ吾々ガ裁判官ノ行
爲ニ對シテ、主觀的ニ疑フ事情ガアレバソレ好ノデア
ル、現行法ノ精神ハ……デアルカラ今林政府委員ノ御答ニ
ナルヤウナ事情デ現行法ガ若シアツタナラバ、僕ハ何遍モモ
ウ早ヤ懲戒裁判ニ付サレナケレバ、ナラヌト思フ、全般ノ事
情カラ見テ、偏頗ナ裁判ヲ爲スベキ事情ガナケレバナラヌ
トスルナラバ、私等ハ最早三遍モ四遍モ忌避ノ裁判ヲシテ
居リマスカラ、サウ云フ事情ガ無ケレバ、何時モ僕等ハ懲戒
裁判ヲヤラレテ居ル筈デアル、ケレドモ御承知ノ通り現行
窃ニ、被告人竝辯護人ガ疑フ起スベキ事情ガアレバ宜シイ
ト云フコトニナッテ居ルカラ、裁判所ハ吾々ヲ如何トモスル
コトガ出來ナイ、兎ニ角吾々モサウ云フコトガ疑ハシイ、裁
判官ノオヤリニナル事ハ決シテ偏頗ハアリマスマイ、客觀
的ニ見レバ差支アリマスマイ、ケレドモ辯護人竝被告人カ
ト見レバ、ドウモ疑ハシイ、此疑ヲ起スベキ事情ト云フモノ
ガ之ニ引掛け來テ居ルカラ、僕ハ幸ニ懲戒裁判ニ付セラレ
ルコトヲ免レテ居ル、是ハ私バカリデハアリマセヌ、天下ノ
辯護人皆サウデアラウト思ハレル、堂々タル大家ノ先生
ガ悉ク忌避ノ申請ヲオヤリニナッテ免レテ居ルノハ疑フベ
キ事情ト云フ事ニ重キヲ置カレテ解釋サレテ居ルカラデア
ル、所ガ今林サンノ御話ニナル如ク、總テノ事情カラ見テ偏
頗ナ裁判ヲ爲ス虞ガアルト云フコトニナレバ、即チ客觀大
義ド云フコトニナッテ、現行法ノ疑フニ足ルベキ事情ト云フ
コトヲ省カレテアリマスカラ、是ハ餘程意味ガ違フテ來テ居
ル、若シ現行法ト同ジ意味デアルカラ之ニ協賛セヨト言ハ
レバ、吾々ハ司法省ノ立法技術ニ——ナント申シマスカ、
私ノ方カラ錯誤ニ陥リテ、明日カラ裁判シテ困ルト云フコト
ニナル、若シ今ノ如キ精神デアルナラバ、現行法ノ四十一條
ト本案ノ第二十五條トハ全然意味ガ違フテ來マス、是ハ被告
人竝ニ辯護人ノ重大ナル權利アリマスカラ、此「疑フニ足
ルヘキ」ト云フ文字ヲ御省キニナッタ事情ガ何所ニ在ルカ、ソ
レカラ省イテモ全ク現行法ノ精神ト全然違ハヌト云フコト

○横山(勝)委員 「疑ひ足るへキ」ト云フ文字ヲ省カレテ
タ文章トシテ本案ノ方ガ優レ居ル、斯ウ云フ考テ文字ヲ改
居イテ居ラヌノデスカラ、或ハ文章ガ拙イト云フ場合ガア
ルカモ知レマセヌ、併ナガラ本案ノ趣意ハソニ在リマス
モ、意味ニ於テ變ル所ガナイト云フ聲明ヲ得テ、私ハ大ニ
心ヲ致シマンシタカラ、此點ニ付テハ意見モアリマスガ、ソレ
ハ後ノ來ルベキ機會ニ譲リマス、サウシテ尙ホ一十五條ニ
スカラ、本案モ恐ラクサウデアラウト思ヒマス、ソレハ救濟
ノ手段ハアリマスケレドモ、併ナガラ其救濟手段ガ當該變
革審ニ於テハ救濟セラレザル場合ガアル、本案ノ規定ハ能
ク通ジマセヌカラ知リマセヌガ、現行法ノ如キハ違法ノ手
續ヲスル場合ニハ其違法ノ手續ニ對シテ異議ノ申立ヲス
ル、却下サレル、今度ハ却下サレザル場合ニ於テハ、本案ノ
裁判ト同時ニ之ヲ爲ス、斯ウ云フコトニナリマスト、現ニ裁
判官ガ違法ナ手續ヲシテモ、其利那ニ於テハ救濟サレヌ堪
合ガ屢ミアル、本案ノ如ク同時ニ裁判サレルト、裁告人ノサ
ニ於テハ非常ナ不利益ナ場合ガアル、例ヘバ宣誓スベカラ
ザル證人ニ宣誓サシタ、現行法ノ規定ニアツタ誘導訊問ヲ
テハイカヌト云フ規定ニ反イテ、裁判官ガ誘導訊問ヲスル
若クハ此頃能ク流行テ居ル、裁判所デ大キナ聲ヲシテ奴
鳴シテ取調ヲスル、是ハ皆ナ違法テス、サウ云フ場合ニ救濟
ヲ得ルコトガ困難デアル場合ガ屢ミアル、サウ云フ事例ノ
アルコトハ、御經驗ノ有ル政府委員ハ悉ク御承知ノ通りデ
アル、サウ云フ違法ナ手續ガアル場合ニ、一面ニ於テ法律ノ
規定ニ依テ救濟ノ手段ヲ訴ヘテ、其救濟ノ目的ヲ達スル
トガ出來ナイト云フ場合ニ、所謂偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アル
ノガ事實デアルガ、ソレ拘束ヲ受ケテ訊問ヲ受ケタ場合
場合トシテ、此規定ニ依ルコトガ出來ルカドウカ、現ニ法律
ニ反イタ手續ヲスル、例ヘ見レバ被告人ハ法廷ニ於テハ
絶対ノ自由デアツテ、身體ノ拘束ヲ受ケズシテ訊問ヲ受ケル
マセヌケレドモ、偏頗ノ裁判ヲ爲スト云フ中ニ、法律ノ規定

スルニ法律ノ手続モ人々ニ依テ見解力透ニ表半官ノ述法ナリトシテ行ヒ、訴訟關係人ハ違法ナリト感ズルコトモアリマス、違法デアルト云フコトノ外ニ他ニ事情ガ伴ツテ、其全體ノ事實ヲ綜合シテ判断スルト云フト、公平ニ付テ疑ガアル、斯ウ云フヤウナコトナラバ、無論忌避ノ理由ニナルト思ヒマスガ、單ニ手續ガ違法デアルカラソレガ忌避ノ理由ニナルカト云ヘソレハナラヌ、斯ウ云フコトニ御答シ由ニナルカト云ヘバソレハナラヌ、ナケレバナラスト思ヒマス

○横山(勝)委員 二十五條ニ付テハ私ハ是デ止メマス

○上畠委員 私ハ此二十五條ノ末文ニ付テ、實際適用上ノ疑問ヲ明白ニスル爲ニ質問ヲ致シマス「私訴當事者之ヲ忌避スルコトヲ得」ト云フ規定ニナツチ居ル、公訴ノ終リタル後ニ私訴ノ審理ニ移ルト云フコトハ、私訴ノ關係ノ規定ニ見エテ居ル、然ラハ私訴當事者ハ私訴ノ審理ニ移ルテカラ後ニ、始メテ忌避ノ權利ヲ行使スルコトガ出來ルカ、或ハ公訴ト私訴トハ證據其他ノ總テノモノガ共通セラレテ居ルカラシテ、特ニ私訴ノ審理ニ移ルコトヲ宣言セザル前ニ於テモ忌避スルコトガ出來ルノガ是ガ一つ尙ホ私訴ノ當事者ガ之ヲ忌避シタ場合ニ於テ、忌避ノ結果ハ單ニ私訴ノミニ限局セラル、モノナルカ、或ハ公訴ニ迄モ及ブモノナルカ、明確ニ御答ヲ願ヒ是ハ適用上關係ガアルト思ヒマスカラ、明確ニ御答ヲ願ヒマス

○林政府委員 只今御尋ノ點ハ、私訴當事者ハ、私訴ノ取調ニ入ラヌ中ニ忌避ノ權利ヲ行フコトガ出來ルト云フ意味デアリマス、ソレハ今御尋ノ中ニモアリマシタガ、證據ハ全然共通ノ主義ニナツテ居リマスシ、且ツ本案ニ於テハ公訴ニ於テ認定サレタ事實ト云フモノハ、私訴ノ判決ヲスル場合ニ於テ、之ニ從ハナケレバナラスト云フヤウナコトニナツテ居リマスノデ、要スルニ事實ノ認定ト證據ト云フモノガ大體共通ト云フコトニナツテ居ル、ソレ故ニ公訴手續ハ済ンデシマツテカラ、私訴ノ當事者ト忌避權ヲ行フト云フコトデハ、忌避權ヲ行フ目的ガ達セラレヌ、斯ウ云フコトニナルソレデサウ云フ事ニ致シタノデアリマス、ソレカラ今一ツ何デシタカ

○上畠委員 私訴ト公訴ト兩方ニ及ブモノデアルカ

○林政府委員 其點ハ無論兩方ニ及ビマス

○横山(金)委員 一寸此場合ニ二十五條ニ付テ御尋致シテ

置キマス、是ハ既ニ他ノ人々聽カレタカモ知リマセヌガ、要スルニ裁判官が先入主トナツテ居ル場合、豫断ヲ懷イテ居ル場合、是ハ豫断ヲ懷イテ居ルカ居ラヌカト云フ事ハ、事實上ノ判断ニ屬スルガ、若シ此嫌ノアツク時ニ豫断ヲ懷イテ居ルト云フコトガ肯定セラル場合ニナフタキニハ、矢張偏頗ノ裁判ヲ爲スト云フ一ツノ例ニ算ヘテ宜シウゴザイマスカ

○林政府委員 只今御尋ノ點ハ、勿論サウデアラウト考へマス
○宮古委員 只今上畠君ノ質問ニ關聯シテ御尋致シマスガ私訴ノ當事者ハ、公訴ノ審理中ニ證據調ノ申請ヲスルトカ或ハ辯護人若クハ被告人カラ申請シタ證人ニ對シテ質問ヲ要求スルトカ云フヤウナコトハ、總テ出來ルコトニ此案ハ出來テ居ルノデアリマスカ

○林政府委員 其點ハサウハナツテ居リマセヌ、今御答申タノハ忌避ノ請求ダケデアリマス、證據調ノ請求デアルトカ、或ハ證據調ノ場合ニ發問スルトカ云フヤウナコトハ私訴ノ手續ガ濟ミマセヌト、私訴關係者ハ出來ヌコトニシテ居リマス

○宮古委員 公判ノ調中ニ矢張私訴ノ當事者カ證人ニ對シテ訊問ヲ求メルト云フヤウナ事ガアリ、サウシテソレニ對シテ判事ノ行動ガ如何ニモ偏頗ノ虞ガアルト云フヤウナ場合ナラバ、ソレニ對シテ矢張忌避方出來ナクテハ、首尾貫カナイヤウニ思ヒマス、如何デス

○林政府委員 此私訴ノ當事者ハ公訴ノ取調ノ済ンダ後ニ自己ノ必要トスル證據ノ取調ノ申請モ出來マスノデアリマス、公訴手續中ニ私訴當事者ガ餘り深ク手續ニ干與スルト云フコトハ、手續ノ混亂ヲ醸スコトニナルト考ヘマス、本案ニ於テハサウ云フ意味カラ、私訴當事者ノ公訴手續ニ於ケ

○宮古委員 私訴部ニ關スル第五百八十五條ヲ見マスルト但書ガアリマシテ「裁判長ハ公訴ノ審理中ト雖モ職權ヲ以テ私訴ニ付取調ヲ爲スコトヲ得」ト云フ規定ガアル、ソレカラモアルヤウニ思ヒマスガ、サウ云フコトデゴザイラモアルヤウニ思ヒマスガ、サウスルト矢張公訴ノ取調中デアツテモ、私訴ノ當事者ガ或ハ發問ヲスルトカ、若ハ證據ニ付取調ベタルモノト看做スト云フヤウナコトニナフテ、居ツテ公訴ノ分ヲ私訴ニ對シマシテ影響セシムル場合ガ幾ラモアルヤウニ思ヒマスガ、サウ云フコトデゴザイマスカラ矢張公訴ノ調中ニモ相當ノ申請等ヲ爲スコトガ出来テ、偏頗ノ行動ガアリト認メタル場合ニハ、判事ヲ忌避スルコトガ出來ルト云フヤウナ事ガアル方ガヨササウニ思ヒ

マスガ如何デスカ

○林政府委員 只今御引用ノ五百八十五條ハ裁判長ガ事件ヲ取調べマシテ、私訴ノ取調モ同時ニスル方ガ宜シイト、斯云フ事ヲ考ヘマシタ場合ニ職權ヲ出來ルトスウ云フ規定ニテ居ル際ニ、其取調ニ關連シテ私訴當事者カ權利ヲ行フコトナツテ居ル、隨テ裁判長ガ職權ヲ私訴ニ付テノ取調ヲシマシタ場合ニ、其取調ニ關連シテ私訴當事者カ權利ヲ行フコトヲスレバ、ソレデ辯論ヲシタモノト見テ處分權ヲ認メテ居テ居ル際ニハ、是ハ論ハ無イ、ソレデナク單ニ公訴ノ取調ヲシテ居ル際ニハ、私訴ノ當事者ガ發言シタリ、訊問シタリ、或ハ證據調ノ申請ヲシタリスルコトハ、斯ウ云フコトハセナイ積リデアリマス

○鵜澤委員長 二十五條、アリマセヌカ——二十六條
○横山(勝)委員 是ハ特ニ本條ニ付テ關連シテ御尋シテ置キタイ、方面ヲ換ヘテ伺フテ是キタインハ「請求又ハ陳述ヲ爲シタル後ハ偏頗ノ裁判ヲ爲ス處アリトシテ判事ヲ忌避スルコトヲ得ス」ト斯ウ云フ規定デ、是ハ當局ノ説明書ニ依レバ、忌避權ノ濫用ヲ制限シタモノデアルト、斯ウ云フ意味デアリマス、是ハ民事訴訟法ノ規定ニ依レバ、御承知ノ通り、此意味ノ規定ガアリマス、是ハ民事ハ原則ガ當事者處分權主義デアリマスカラシテ、多クノ場合ニ當事者ノ處分ヲ認容スルトスウ云フ意味デ民軍ハ其意味ノ規定ヲ置イタノデアラウト思ヒマス、是ハ能ク分ニテ、居リマスガ、併ナガラ當事者ノ處分權ヲ認メルト云フ事ハ寧ロ例外デアリテ、職權主義ヲ以テ原則ト致シテ居ル所ノ此刑事訴訟法ニ於テデス、現ニ裁判官ガ忌避ヲ受ケルノ原因ガアリ、其偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞ガアルト云フヤウナ極メテ重大ナル場合ニ、訴訟手續ニ價レナイ本人ガ、一寸何カ一言位陳述ヲ致シタリ、何カ一寸簡單ナル事柄ヲ請求シタ云フ一事ニ依テ、直ニ此忌避ノ申立ノ權利ヲ制限スルト云フ事ハ、濫用ヲ認ムルト云フヨリモ、寧ロ此訴訟手續ニ熟練セザル訴訟關係人ノ權利ヲ剝奪スルノ結果ヲ生ズルト私ハ考ヘル、訴訟手續ニ價レテ居ル辯護士ニ致シマシテモ、忌避ノ原因ガ存在スルコトヲ知リナガラ、極メテ簡單ナル請求、極メテ簡單ナル陳述ヲスルト云フコトハ決シテ無イトハ限リマセヌ、又ソレデシテ好都合ナル場合ガ存在スルト私ハ思フ、ソレヲ何カ一寸切掛ケニ一言、一言請求、若クハ陳述シタ云フコトデ、直ニ偏頗ノ裁判ヲ受クルト云フ、司法權ノ威信ニ關スル問題ヲ制限シテ忌避權ヲ制限スルト云フ事ハ、忌避權ノ濫用ヲ制限スルト云フヨリモ寧ロ當事者ノ過失、若クハ其他ノ輕微ナ事情ニ依ッテ、此重大ナル權利ヲ剝奪スルノ結果ヲ見ルコトガアルト思ヒマス、此故ニ私ハ立法ノ精神ニ付テ疑アルノミナラズ、寧ロ斯ウ云フ規定ハ止メテシマツタ方ガ宜カ

立法上甚ダ當ヲ得ナイト思ヒマス、即チ立法ノ精神ニ付テ訴訟ト、刑事訴訟トソレヲ同等ニ扱フト云フコトハ、私ハ質問ヲ致シ、ソレカラ第二ニハ寧ロ削除シテシマツテ、サウ云フ場合モ矢張認メタ方ガ宜カラウト斯ウ云フ考デアリマス其點ノ御答辯ヲ要求致シマス
○林政府委員 只今職權主義トカ、處分權主義トカ云フ御話ガアリマシタガ、ソレハ成程刑事ト民事トデハ訴訟物ニ關スル點ニ付テ大變違ヒマスガ、忌避ト云フコトニ付テハ、同様ノ事デアルト考ヘテ居リマス、現行法デハ、民事訴訟法ノ規定ヲ刑事訴訟法ニ準用シテ、ソレデヤツテ居ル次第デアリマス、併シ民事訴訟法ノ準用ト云フ風ナ廻リクドイ事ナシニ、直接ニ規定スルノガ宜シイト云フノデ此二十六條ガ現レテ來クノデ、特ニ狹メルトカ云フ意味ハ少シモ無イ、明文ニアル通リ忌避ノ原因ノアルコトヲ知ラナカツタ場合ニハ、後デモ忌避ノ請求ガ出來ル、忌避ノ原因ノアルコトヲ知リナガラ、自ラ訴訟行爲ヲシテ置イテ、後ニナツテ前ノ事ヲ言ヒ出シテ、忌避ノ申立ヲスルト云フコトデハ訴訟手續ガ混亂致シマス、矢張此儘デ宜イト考ヘテ居リマス
○横山(勝)委員 只今御話ノヤウナコトデアレバ、私ハ却テ反対ノ結果ヲ生ジハシナイカト思ヒマス、本案ハ陳述若ハ請求ヲシタナラバ、忌避權ガ無クナルト云フコトニナルハ、後デモ忌避ノ請求ガ出來ル、忌避ノ原因ノアルコトヲ知リナガラ、自ラ訴訟行爲ヲシテ置イテ、後ニナツテ前ノ事ヲ言ヒ出シテ、忌避ノ申立ヲスルト云フコトデハ訴訟手續ガ混亂致シマス、矢張此儘デ宜イト考ヘテ居リマス
○横山(勝)委員 只今御話ノヤウナコトデアレバ、私ハ却テ反対ノ結果ヲ生ジハシナイカト思ヒマス、本案ハ陳述若ハ請求ヲシタナラバ、忌避權ガ無クナルト云フコトニナルハ、後デモ忌避ノ請求ガ出來ル、忌避ノ原因ノアルコトヲ知リナガラ、自ラ訴訟行爲ヲシテ置イテ、後ニナツテ前ノ事ヲ言ヒ出シテ、忌避ノ申立ヲスルト云フコトデハ訴訟手續ガ混亂致シマス、矢張此儘デ宜イト考ヘテ居リマス
ノハ濫用ヲ防グ爲デアルト言ハレマスガ、若シスウ云フ嚴シイ規定ヲ置キマスルト、却テ忌避ノ申請ガ多クナリハセスカト思ヒマス、譬ヘテ見レバ被告竝ニ辯護人ノ一部若クハ全部ガ法廷ニ現レタル際ニ當サテ、偏頗ノ裁判ヲ爲ス虞アリト認ムルトキニ、多數ノ被告人ガアル、多數ノ辯護人ガアル、牽連レタル被告事件デアルト云フ場合ニ、自分一人ノ考ヲ以テ忌避權ヲ行使スルト云フコトハ宜シクナイ、一應考ニ偏頗ノ裁判ヲ受クルト云フ、司法權ノ威信ニ關スル問題ヲ制限シテ忌避權ヲ制限スルト云フ事ハ、忌避權ノ濫用ヲ制限スルト云フヨリモ寧ロ當事者ノ過失、若クハ其他ノ輕微ナ事情ニ依ッテ、此重大ナル權利ヲ剝奪スルノ結果ヲ見ルコトガアルト思ヒマス、此故ニ私ハ立法ノ精神ニ付テ疑アルノミナラズ、寧ロ斯ウ云フ規定ハ止メテシマツタ方ガ宜カ

コトニナル、サウスルト却テ濫用ヲ防グドコロデナク、能ク慮ノ上デ、關係人ト協議ノ上デシタ方ガ宜イト云フ場合ニ、サウハ行キマセスカラ、裁判官ノ前ヲ引下ルニ當テ、一寸十分許リ休憩シテ貰ヒタク、一寸猶豫シテ貰ヒタイト云フ、ラウト思フ、現ニ但書ニモ忌避ノ原因アリシコトヲ知ラザ

リシ場合、若クハ忌避ノ原因ガ其後ニ發生シタル場合ヲ認メテ居ルノデアリマスカラ、一寸一言カ二言、發言シタナラバソレデ權利ガ無クナル訴訟法ハ御承知ノ通り一定ノ申立ヲスレバ、ソレデ辯論ヲシタモノト見テ處分權ヲ認メテ居テ居ル際ニ、其取調ニ關連シテ私訴當事者カ權利ヲ行フコトヲスレバ、ソレデ辯論ニ入ダモ

考慮シテ見レバ忌避ノ申請ヲsezシテ濟ムモノヲ、取扱ヘズヤッテ置カナケレバナラスト云フ事ニナルト、當局ノ御考ニナツテ居ル所ト、全く反対ノ結果ヲ生ズルト思ヒマス是ハ私ノ経験上ドウモ不都合千萬デアルト思フ、一面ニ被告ハ陳述又ハ請求ヲ致シテ居ル、辯護人が何ト言ッテモ被告ガ斯ノ如ク陳述シテ居ルカラ、忌避權方無クナル、避忌スルカドウカラ相談スル爲ニ一時閉延ヲ願ヒタイト思トテモ、二十六條ニ依テ其忌避權方無クナル、ソレデハ忌避ノ原因アリト思料シタル者ハ考慮スルコトモナク、取敢ヘズ忌避ノ申請ヲシテ置カナケレバ、何モ出來ヌト云フコトニナリハシナイカト思ヒマス、此點ヲ承テ置キタイト思ヒマス○林政府委員 今御尋ノヤウナ場合デアルナラバ、被告人ハ忌避ノアリシコトヲ知ラナカッタ場合ニ當ルデハナイカト考ヘマス、隨ッテ此但書ノ適用ノアルコトグラウト考ヘテ居リマス○横山(勝)委員 只今ノデハ答辯ガ足リマセヌト思ヒマス、被告人ノ場合ニハ、被告人ト辯護人トニ獨立シテ忌避權ガアル事ヲ認メレバ矢張御承知ノ通り通過シマスガ、假ニ辯護人ハ辯護人トシテ爲シテ宜シイ、被告人ハ出來ヌ、附イテ居ル辯護人ノ其中ノ一人ガ忌避ヲ確知シテ、忌避權ヲ行使セントスル場合ニ、協議ノ結果忌避權ヲ行使シタイト、斯ウ云フヤウナ考ヲ持ツ場合ニ、マサカ裁判官ヲ忌避スル爲ニ協議ヲ要スルカラ、猶豫シテ吳レト言ハレマセヌカラシテ、其他ノロ貫ヲ設ケテ辯論ノ延期ヲ申請スル辯論ノ猶豫ヲ求メルト云フヤウナ場合ニ、請求又ハ陳述シタコトニナル、サウ云フヤウナ場合ニモ忌避權ガ無クナルト云フコトニナリマスレバ、先刻私ノ申シタ通り、取敢ヘズ忌避ノ意思表示ヲシテ置カナケレバナラヌ、サウデナケレバ一言半句モ喋ルコトガ出來ナクナル、サウスルト當局ノ考ヘテ居ラル、ノトハ、反對ノ結果ヲ生ズルト云フコトニナリマシテ、結局二十六條ノ「請求又ハ陳述」ト云フ文官ノ解釋ニ屬スルカモ知レナイガ、其御説明ヲ頗ヒタイ○林政府委員 二十六條ニハ事件ニ付イテト云フコトガ特ニ入レテアリマスノデ、要スルニ事件其モノニ對スル訴訟行為ヲシタ場合デアリマス、延期ノ申請ヲシクトカ云フヤ即チ裁判官ノ訊問致シテ居ル事案其モノニ關係スル場合ヲウナ場合ハ、之ニ這入ラヌ積リデ居リマス言フノデアリマシテ、或ハ訴訟指揮權ニ關スル、此開廷ノ時期ニ關スルヤウナ事ハ、一旦請求シテモ陳述シテモ、ソレハ這入ラヌト云フ意味ニ諒解シテ宜シイデスカ○林政府委員 開廷ノ時期ト云フヤウナコトハ、ソレハド

ウ云フ手續ニナリマスカ、兎ニ角此事件ト云フコトハ、檢事カラ起訴サレタ事件其モノニ付イテノ意味デアリマス、先程申シタヤウニ延期ノ申請ト云フヤウナコトナラバ、無論這入ラヌコトニナルグラウト思ヒマス
○宮古委員 一寸今ノ横山君ノ御尋ノ件ニアリマスルガ、アトデ疑ノ起ルコトノ無イヤウニ確メテ置キタイト思ヒマス
ス、被告人ガ事件ニ於テ請求又ハ陳述シテ辯護人ハ請求モニ
陳述モシナイト云フヤウナ場合ニ、辯護人ガ忌避ノ申立ヲ
スルト云フコトハ出來ナイノデスカ、其場合ニハ被告人ガ
陳述又ハ請求ヲシクナラバ、被告人カラ出來ナイノハ勿論
辯護人カラモ出來ナイト、斯ウ云フノデスカ
○林政府委員 被告人ガ忌避ノ原因アルコトヲ知リナガ
フ、請求又ハ陳述ヲシタ場合デアレバ、其後ニ於テハ辯護人
モ出來ナイト云フ意味デス
○横山(勝)委員 サウ致シマスト、前ノ御答辯ト一寸矛盾
シヤセヌカト思ヒマス、私ハ此辯護人ハ勿論、被告人ヲ代表
シ辯護權ヲ行使スル者デアリマスケレドモ、一度辯護人ト
云フ資格ヲ得タ以上ハ、獨立シテ訴訟行爲ヲ爲スノ權能ア
ルトスウ考ヘテ居リマシタカラ、被告人ガ請求又ハ陳述ヲ
シタル場合ニ、辯護人ガ退廷シテ協議スルト云フヤウナ場
合ニハ、矢張忌避權ハアルモノトスウ考ヘテ居ツタ次第デス
ガ、今宮古君ノ質問ニ對スル御答辯ニ依ルト、全然モウ代理
人ニナッテシマッテ、被告人ガ其處分權ヲ行使セザル場合ニ
於テハ、即チ被告人ガ忌避權ヲ行使セザル場合ニ於テハ、
其代理人タル辯護人ハ全然何事モ出來メト云フ結果ニナル
ト、辯護人ノ地位資格ト云フモノハ甚ダ制限セラレタル
コトニナリハセヌカト思フ、御承知ノ通り被告人ハ自ラ法
廷ニ立ツコトヲ強制サレテ居ルニモ拘ラズ、法律ヲ知ラズ、
又裁判ノ手續ニ暗イガ爲ニ、獨立シテ訴訟行爲ヲ許シテハ
甚ダ不便デアルカシテ、被告人ノ利益ノ爲ニ辯護人ノ行
使ヲ許シテアルノデ、強制辯護人ヲ附スル場合ハ其意味ガ
強イ場合、此強制辯護人ノ制度ヲ置カヌ場合ニモ、左様ナ意
味ニ於テ辯護人ト云フ者ヲ認メタノデアリマスルガ、是ハ
民事訴訟ノ如ク代理人關係ガ無イ、被告人ノ意思如何ニ拘
ラズ、或ハ被告人ノ態度如何ニ拘ラズ、被告人ノ意思ニ反セ
ザル限りハ、被告人ト獨立シテ其職務ヲ行フコトニ依リテ、
初メテ辯護制度ノ目的ヲ貫徹スルコトガ出来ルト思フノデ
スガ、只今ノ御説明ニ依ルト、一面ニ於テハ辯護人ト被告人
トハ意思ヲ異ニシ、感情ヲ異ニ致シテ居ル、辯護人ハ被告人
ノ後部ニ在ラテ忌避ノ原因アルコトヲ知シテ、之ヲ他ノ辯護
人ト協議シツ、アルニ、被告人ハソレラ知ラズシテ、其被告
事件ニ付テ或ハ證人ノ申請ヲシ、或ハ自己ニ利益ナ陳述ヲ
致シテ居ル、斯ウ云フ場合ニ、辯護人ガ其以前カラ忌避ノ原

因ヲ知^ステ居^タ場合ニモ忌避權ハ無クナル、斯^ウ云フコトニナシテ、辯護制度及忌避ノ制度ニ通ジテノ缺點デハナイカト思ヒマス、ソレヲ一應明確ニ致シテ置キタイ〇林政府委員 忌避ノ請求ニ關スル辯護人ノ權利ヲ獨立權ニスルガ宜シカ、或ハ代理權ガ宜シイカト云フ點ニ付テハ、前ニドナタカノ御尋ノ際ニ御答シテアリマス通リテ、此案ニ於キマシテハ忌避ノ請求ニ付テ、ハ辯護人ハ代理權トシテ之ヲ行^ステ宜シイ、斯^ウ云フ^フ主義ヲ採^ステ居リマス、其結果先程御答シタヤウナコトニナリマス、次第デアリマス

○横山(勝)委員 サウスルト今一應確メテ置キマスガ、辯護人ト被告人トノ關係忌避ノ申請ニ關シテハ代理人關係ト見做スト、斯^ウ云フ意味ニ諒解シテ宜シヤウナ只今ノ御答辯デアツタヤウデスガ、サウスルト只今御話ノ他ノ委員ニ對シテノ御答辯ハ、不肖能ク存ジマセヌガ、サウナルト今申上ゲタヤウニ訴訟手続ニ熟練セザル被告人ハ、之ガ爲ニ非常ニ不利益ナ位置ニ陥ル、即チ始メテ裁判法廷ニ立^タ者ガ威嚴正シキ法廷ニ於テ、裁判官ノ嚴正ナル訊問ヲ受ケテ居ルト云フ際ニ、ドウモ果シテ偏頗ノ裁判ヲ爲スモノノデアアルカドウカト云フコトノ鑑識ヲ造ルト云フコトハ、事實ニ於テ困難デアルノミナラズ、知識ノ程度ニ於テモ又経験ノ點カラ見テモ、サウ云フ事ハ絶對ニ考ヘス場合ガアラウト思フ、事實ニ存シテ居^タモ之ヲ考ヘルコトノ出來ナイ場合ガアル、之ガ爲ニ辯護制度ヲ認メテアルノデアリマス、所ガ此忌避權ヲ行使スル場合ニ偏頗ノ裁判ヲ爲ス場合ト云フモノハ屢々申上タマシタ如ク、被告人ノ辯護權ノ爲ノミナラズ司法權ノ威信ニ關スル問題デアル、サウ云フ場合ニハ寧ロ辯護權制度ノ精神ヲ貫ク意味ニ於テモ、獨立ノ資格ヲ認めメテ被告人ノ意思如何ニ拘ラズ、被告人ノ態度如何ニ拘ラズ、辯護人ガ進ンデ忌避ノ申請ガ出来ルト云フコトニスルノガ、私ハ此進歩シタル法案ヲ作ル今日ノ場合、サウナケレバナラヌト考ヘル、而シテ是ガ只今政府委員ノ御説明ノヤウナ事情デアルトスルナラバ、現行法トハ意味ガ違フコトニナリハシナイカ、現行法ハ被告人ノ意思如何ニ拘ラズ、辯護人ハ獨立シテ忌避ノ申請權ガアルヤウニ考ヘテ居リマスガ、果シテサウデアリマスカドウカ

○林政府委員 本案ハ其點ニ付テモ現行法ヲ變更シタ意味ハ無イ、現行法モ同様デアルト解釋致シテ居リマス、而シテ御尋ノヤウニ、被告人ガ立^タテ陳述シテシマ^クタト云フ場合ニハニ十六條ノ但書ニ當ルコトニナルカラ、辯護人ノ忌避權ノ行使ト云フモノガ、妨^スガル、ト云フ結果ハ起ルマイト思フ、此條文通り^ス實際ニ少シモ妨^スナイコト、考ヘテ居リマス

○横山(勝)委員 アトハ議論ニナリマスカラ、ソレデ宜シ
ウゴザイマス

○鶴澤委員長 次ハ二十七條

議題ニ供シマス

○横山(勝)委員 便宜上此二十七條ト、ソレカラ二十八條

ト、ソレカラ御許シヲ願ヒタイ

○鶴澤委員長 宜シウゴザイマス、二十七條、二十八條共ニ

議題ニ供シマス

○横山(勝)委員 此二十七條ニ依レバ、合議裁判所ノ判事

ニ對スル忌避ハ、判事附屬ノ裁判所ニ之ヲ爲ス、ソレカラ受

命判事、豫審判事、區裁判所判事ニ對スル場合ハ其判事ニ爲

ス、ソレカラ二十八條ノ規定ニ於キマシテ、合議裁判所ノ判

事ガ忌避セラレタ場合ハ、其裁判所ノ決定ニ一任シテアル、

ソレカラ豫審判事ノ場合モ、其判事所屬ノ裁判所、區裁判所

ノ判事ガ忌避セラレタ場合ハ、管轄地方裁判所、斯ウ云フ規

則ニナシテ居リマス、要スルニ私二十七條、二十八條ニ通ジ

テ質問シタイ點ハ、兎ニ角言葉ヲ平タク申セバ、其裁判官ノ

居ル裁判所ニ付テ忌避ノ申請ヲ受ケ、ソレカラ忌避ノ裁判ヲス

ル、是ハ便宜上カラ申シマスルト、東京ノ如キ或ハ大阪ノ如

キ大キナ裁判所デ、多數ノ裁判官ガアリマスル裁判所ニ於

テハ、或ハ便宜アラウト思フ、又強テ他ノ裁判所ニ持テ

行ク必要ハナイカモ知レマセヌガ、併ナガラ忌避ノ裁判ハ、

先刻來私ノ質問及司法當局ノ御辯明デ分ニテ居ル通り兎ニ

角重大ナ問題デアル、刑事訴訟法ヲ三十年間運用シ來テ忌

避ノ申請モ數多アルダラウト思ヒマスケレドモ、併ナガラ

事件ノ數カラ云ヘバ極メテ少イ、地方ノ裁判所ニ行ケバ、一

年僅カ一二件ニ過ギナイ、東京ノ如キ、大阪ノ如キ多數ニ取

扱フ裁判事件ニ付テハ連日忌避ノ申請ガ行ハレルモノデ

ハナイ、事件全體カラ云ヘバ餘リ多クアルモノデハナイ、而

シテ先刻來御答辯ノ如ク、刑事訴訟法實行以來偏頗ノ裁判

ヲ爲ス處アリトシテ、忌避ノ裁判ノ立ゾタ例ハ殆ド無イノデ

アリマス、何カ面目上茲ニ之ヲ設ケルト云フ原則ヲ立テラ

レテ居ル、是故ニ當事者ノ忌避権ト云フモノハ、本人ノ地位

カラ申シテモ、司法省全體ノ威信ノ上カラ言ッテモ極メテ重
大ナ事柄デアリマスカラ、既ニ遍頗ノ裁判ヲ爲ス處アリト
シテ、疑ノ眼ヲ以テ訴訟手続ヲヤル場合ニハ、之ニ對スル裁
判ハ最モ公明正大デナケレバナラスト私ハ考ヘル、其忌避
ノ申立ニ關スル、公明デアルト考フ事柄ヲ保障スルモノハ
何デアルカト云フト、其裁判所若クハ其裁判官ノ關係ナキ
裁判官ガ之ヲ爲スト云フコトガ、私ハ最モ公平ナルコトヲ
天下ニ示ス所以デアルト考ヘル、勿論裁判官ガ毎日机ヲ
列ベテ職務ヲ執テ居ルトハ申シナガラ、情實ニ依テ偏頗
ノ裁判ヲ爲スコトモアリマスガ、併ナガラ元來忌避ノ裁判
ト云フモノハ、當事者ノ疑ガ本ニナルノデアル、當事者ガ裁
判官ノ行爲ニ對シテ疑惑ヲ持ツノガ忌避申請ノ原因ニナル
ノデアリマス、ソレヲ裁判スルノニ同ジ裁判所ノ裁判官ガ
ヤフテ、イ、加減ナ裁判ヲシテノデアラウト云フ疑ノ限ツ以
テ見ラレルノハ、司法權ノ爲ニ拘ニ遺憾ノ點デアリマス、是
故ニ合議裁判所ニアラウガ、豫審裁判ニアラウガ、苟モ忌避
ノ申立ヲスル、其權利ヲ承認スル以上ハ、他ノ裁判所ニ於テ
之ヲ爲ス、若クハ上級裁判所ニ於テ爲スト云フコトヲ原則
トシタ方ガ、私ハ此忌避ノ制度ニ對スル立法ノ精神デアル
ト考ヘマス、又從來吾々モ忌避ノ申請ニ對スル裁判ト云フ
モノニ付テハ常ニサウ考ヘテ居ル、ドウモ第一刑事部ノ判
事ニ對シテ申請ヲシテモ、第二刑事部ノ裁判官ガ之ヲ裁判
シタノデハ、冷靜ニ考ヘレバ公平デアッテモ、元來疑ノ限ヲ
以テ忌避ノ申請ヲシタル人民側カラ見レバ、同ジ裁判所ノ
裁判官ガヤツタノデハ面白クナイト云フ考ヲ持ツノハ、人情
當然ノ事デアリマス、是故ニ裁判審級制度ガ認メラレテ居
ルノデアル、審級制度ノ理由ハ此ニ在ル、甲ノ裁判所ノ裁判
官ノ爲シタル裁判ニ不服ガアレバ、他ノ上級裁判所ニ持テ
行、テ裁判ヲ受ケル、是ガアッテ始メテ裁判所ノ信用ガ維持
サレルノテアリマス、所ガ忌避ノ申請ニ限ツ其所屬ノ裁判
所デアル、審級制度ノ理由ハ此ニ在ル、甲ノ裁判所ノ裁判
官ノ爲シタル裁判ニ不服ガアレバ、他ノ上級裁判所ニ持テ
ウ云フ二十七條、二十八條ノ規定ハ全ク忌避権ヲ認メル立
法ノ精神カラ見テ、不都合デアラウト思ヒマス、或ハ頻々
トシテ起ル事ナラバ、他ノ裁判所上級裁判所ニ移スト云
フコトハ、努力費用ノ點ニ於テ遺憾ノ點モアリマセウガ、是
ハ極メテ例外的デ、極メテ稀ニ起ル事件デアリマスカラ、寧
ロ私ハ立法ノ精神ヲ擴張シテ、公明正大ナル裁判ヲシタト
云フコト民人ヲシテ知ラシムル、擔保ノ方法トシテハ、上
級裁判所若クハ他ノ裁判所ニ移スト云フコトガ、立法ノ精
神ニ適スルト思ヒマスガ、此兩條ノ立法ノ理由ニ付テ伺ヒ
マス

○林政府委員 サウ云フ事ノ御話ノ趣旨ハ、一ノ御考デア
ルトシテ傾聽ハ致シマシタガ、併シ忌避セラレタ判事ガ全然
其忌避ノ申請ニ付テ關係シナイ、全ク別箇ノ人ガ裁判ヲス
ルコトニナルノデアリマスカラ、其裁判ヲスルニ於テ、同ジ
裁判所ニ居ルカラ情實ガアッテ聞達ツタ裁判ヲスルト云フコ
トハ、ドウモ考ヘルコトガ出來マセヌ、矢張本案ノ通リデ、
實際上差支ナイコト、考ヘテ居リマス

○横山(勝)委員 サウ云フ事ノ御話ノ趣旨ハ、一ノ御考デア
ルトシテ傾聽ハ致シマシタガ、併シ忌避セラレタ判事ガ全然
其忌避ノ申請ニ付テ關係シナイ、全ク別箇ノ人ガ裁判ヲス
ルコトニナルノデアリマスカラ、其裁判ヲスルニ於テ、同ジ
裁判所ニ居ルカラ情實ガアッテ聞達ツタ裁判ヲスルト云フコ
トハ、ドウモ考ヘルコトガ出來マセヌ、矢張本案ノ通リデ、
ハ已ムヲ得ストシテ、法律運用ノ上ニ於テ已ムヲ得ストシ
テモ、之ヲ第三者ノ位置カラ見テ、人民ノ側ガ惡イト云フ判
斷ヲスル事情ハナイト思フ、サウスレバ他ノ原因ハ之來共
裁判所ノ裁判官ガ判断ヲスルカラデアル、申ノ判事ガ忌避
セラレテ、其裁判ヲ受クルノハ矢張其裁判所デアル、判決ヲ
爲スノモ其裁判所デアル、茲ニ於テ疑ガ起テ來ル、ドウモ
忌避ノ原因ガ十件アッテモ二十件アッテモ、ソレガ立ダコト
ガ無イト云フノハ、同ジ裁判所ガ申請ヲ受ケテ、同ジ裁判所
ノ裁判官ガ判断ヲスルカラデアル、私ハ認ムルノデアル、判決ヲ
是ハ決シテ私ノ妄斷デハナイ、現行法ノ規定ニ於ケル、進級
制度ニ依テ裁判スルト云フコトモ一ノ理由、大審院ニ於テ
刑事ノ事件ヲ判決シタ場合ニ、他ノ裁判所ニ廻スノモ一ノ
理由デアル、御承知ノ通リ輕微ナル事件ニ於テハ、餘リサウ
云フ事ハアリマセヌガ、少シク世間ノ耳目ヲ惹ク事件ニナ

リマスト、裁判所ニ輿論空氣ガ出來マス、日糖事件デハ彼奴ハ不都合デアル、獄事件デハ彼奴ガ賄賂ヲ取ッタ云フヤウナコトハ、裁判官方秘密ヲ漏洩セルト云フ意味デハナイガ、裁判官士、檢事同士ノ間ニ一ノ輿論空氣ガ出來ル、其様ナ場合ニ於テハ他ノ裁判所ニ移シテ、更ニ公平ナル裁判ヲセシムルト云フコトガ現行法ノ精神デアル、殊ニ忌避ニ付テハ其必要ガアルト思フ、甲ノ法廷デ判事ト辯護士ガ衝突シテ而避ノ申請ガ起ル、ソレハ辯護方惡イト見ルニ違ヒナイ、裁判官ガ惡イト言ハル、氣遣ハナイ、辯護人ノ側デハ裁判官ガ惡イト言フ、ソレハ辯護士ノ方ニモ空氣ガ出來ル、此忌避ノ裁判ヲ辯護士ノ詰所ノ方ニ持テ來レバ、裁判官方負ケデアル、裁判所デヤルト民間ノ方ガ負ケデ、裁判官ガ勝ツ、是ハ何ト言ッテモ掩フコトノ出來ナイ事實デアル、ソレデ忌避ノ立タザル理由ハ、同一ノ裁判所ガ裁判ヲスルト云フコトニ弊害ガアルト思フ、此意味カラ申シマスト、此進歩シタル立法ニ參與セラル、以上ハ、此所ハ改正ヲ要スル點デアルト思ヒマス、而シテ之ヲ改正ラシタナラバ、恐ラク忌避ノ裁判ガ立ツヤウナ場合方出來ルト思ヒマス、立ツコトハ法度下ノ爲ニ遺憾デアリマスガ、立ツベキ忌避ノ原因ガアルニモ拘ラズ、同じ裁判所ニ裁判ヲスルカラ立タスト云フコトハ、司法權ノ威信ヲ傷クルコトノ最モ大ナル狀態デアリマス、私ハ此點ハ二十七條、二十八條ヲ通ジテ、寧ロ修正セラルベキモノト考ヘマス、此故ニ他ノ機會ニ於テ發言スル機會モアリマセウガ、兎ニ角此點ニ付テ詳細ナル御辯答ヲ承ッテ置キタイ

○林政府委員 同一ノ裁判所デ忌避ノ請求ノ裁判スルカラ、其地方裁判所ノミデ済ムコトデハアリマセヌ、上級審ノ裁判所ニ於テ判断ヲ受クルコトガ出來マス、上級裁判所ニモ忌避ノ請求ニ付テ裁判ヲスルトキデモ、立タヌト云フコトデアリマス、ソレカラ又地方裁判所判事ニ對スル場合デモ、其地方裁判所ノミデ済ムコトデハアリマセヌ、上級審ノ裁判所ニ於テ判断ヲ受クルコトガ出來マス、上級裁判所ニモ忌避ノ請求ニ付テ裁判ヲスルトキデモ、立タヌト云フコトデアリマスカラ、其點ハ能ク分リマセヌガ、サウスレバ同じ裁判所ニモ私ハサウ云フ事ハアルマイト考ヘマス、現ニ區裁判所判事ニ對スル忌避ノ請求ハ、地方裁判所ニ裁判ヲスルノデアリマス、ソレカラ又地方裁判所判事ニ對スル場合デモ、其地方裁判所ノミデ済ムコトデハアリマセヌ、上級審ノ裁判所ニ於テ判断ヲ受クルコトガ出來マス、上級裁判所ニモ忌避ノ請求ニ付テ裁判ヲスルトキデモ、立タヌト云フコトデアリマスカラ、其點ハ能ク分リマセヌガ、サウスレバ同じ裁判所ニモ私ハサウ云フ事ハアルマイト考ヘマス、此條文ハ實際上是デ適當デアルト考ヘマス

○横山(勝)委員 ソレハ抗告ヲ致シテモ立ツク例ハ無イノデアリマスカラ、御考慮ノ中ニ入レテ置イテ戴キタイ、ソレ以上ハ議論ニナリマスカラ——要スルニ民間ニハ斯ノ如キ意見ヲ持テ居ルト云フコトダケラ申シタノデアリマス、十數年間刑事法廷ニ出入ルシテ私ノ得タ智識經驗カラ申シタノデアリマス、ソレ以上ハ後ノ機會ニ譲りマス、進ンデ御尋致シタインハ、第二十七條ノ規定デアリマス、第三項ニ「之

ヲ疏明スヘシ」トアル、此疏明ト云フ事ノ意味ト、ソレカラ其意味ノ如何ニ依テハ、是ハ非常ニ無理ナ事ヲ忌避ノ申立ヲセシムルト云フコトガ現行法ノ精神デアル、殊ニ忌避ニ付テハ其必要ガアルト思フ、甲ノ法廷デ判事ト辯護士ガ衝突シテ而避ノ申請ガ起ル、ソレハ辯護方惡イト見ルニ違ヒナイ、裁判官ガ惡イト言ハル、氣遣ハナイ、辯護人ノ側デハ裁判官ガ惡イト言フ、ソレハ辯護士ノ方ニモ空氣ガ出來ル、此忌避ノ裁判ヲ辯護士ノ詰所ノ方ニ持テ來レバ、裁判官方負ケデアル、裁判所デヤルト民間ノ方ガ負ケデ、裁判官ガ勝ツ、是ハ何ト言ッテモ掩フコトノ出來ナイ事實デアル、ソレデ忌避ノ立タザル理由ハ、同一ノ裁判所ガ裁判ヲスルト云フコトニ弊害ガアルト思フ、此意味カラ申シマスト、此進歩シタル立法ニ參與セラル、以上ハ、此所ハ改正ヲ要スル點デアルト思ヒマス、而シテ之ヲ改正ラシタナラバ、恐ラク忌避ノ裁判ガ立ツヤウナ場合方出來ルト思ヒマス、立ツコトハ法度下ノ爲ニ遺憾デアリマスガ、立ツベキ忌避ノ原因ガアルニモ拘ラズ、同じ裁判所ニ裁判ヲスルカラ立タスト云フコトハ、司法權ノ威信ヲ傷クルコトノ最モ大ナル狀態デアリマス、私ハ此點ハ二十七條、二十八條ヲ通ジテ、寧ロ修正セラルベキモノト考ヘマス、此故ニ他ノ機會ニ於テ發言スル機會モアリマセウガ、兎ニ角此點ニ付テ詳細ナル御辯答ヲ承ッテ置キタイ

○林政府委員 同一ノ裁判所デ忌避ノ申請ヲスルト云フ場合ハ、多少官民ノ間ニ險悪ノ空氣ヲ醸シテ居ル場合デアリマスカラ、其申立ヲ承認スル道理ハ無イ、尤モ證人ノ陳述トカ、参考人ノ陳述ト云フヤウナモノハ、要求ニ依テ記録ニ記載セラル場合モアリマセヌ、此忌避ノ申請ヲスルト云フ場合ハ、多少官民ノ間ニ險悪ノ空氣ヲ醸シテ居ル場合デアリマスカラ、其申立ヲ承認スル道理ハ無イ、斯様ナ訊問ヲシタカラ偏頗ナ裁判ヲスル處ガアルトシテ、ソコデ吾々ノ方デ如何ニキアレハ不都合ダト云フノデ忌避ノ申請ヲシ、却下ニナレバ更ニ抗告ヲスルト云フ、斯ウ云フノデスケレドモ、其事情ト云フモノハ、證明スルコトガ出來ナイ、書面ヲ以テ疏明セヨト言ツテモ、書面以外ニ何カ證據ノ要スル場合、立會シテ居ラルコトガ出來ル、其他ニ書面ヲ以テ立證セヨト仰シヤッテモ、書面デ立證スル方法ガ無イ、殊ニ疏明ト云フコトハ、是ハ確力普通ノ證據方法トハ遠ビマシテ、即時ニ爲スコトヲ得ベキ證據方法ニ據ルト云フ制限ガアルト私ハ記憶致シテ居リマス、サウスルト何デモ彼デモ書證ヲ持テ行カナケレバナラヌ事ニナル、疏明ト云フ以上ハ——サウスルト辯護人ト裁判官トノ間ニ衝突ヲ生ズル、彼ノ態度ハ不都合デアリマシタガ、其點ハ能ク分リマセヌガ、サウスレバ同ジ裁判所ニモ私ハサウ云フ事ハアルマイト考ヘマス、此條文ハ實際上是デ適當デアルト考ヘマス

○横山(勝)委員 ソレハ抗告ヲ致シテモ立ツク例ハ無イノデアリマスカラ、御考慮ノ中ニ入レテ置イテ戴キタイ、ソレ以上ハ議論ニナリマスカラ——要スルニ民間ニハ斯ノ如キ意見ヲ持テ居ルト云フコトダケラ申シタノデアリマス、十數年間刑事法廷ニ出入ルシテ私ノ得タ智識經驗カラ申シタノデアリマス、ソレ以上ハ後ノ機會ニ譲りマス、進ンデ御尋致シタインハ、第二十七條ノ規定ニ依テ、殆ド其效果ハ無クナッテシ

ヲ疏明スヘシ」トアル、此疏明ト云フ事ノ意味ト、ソレカラ其意味ノ如何ニ依テハ、是ハ非常ニ無理ナ事ヲ忌避ノ申立ヲセシムルト云フコトガ現行法ノ精神デアル、殊ニ忌避ニ付テハ其必要ガアルト思フ、甲ノ法廷デ判事ト辯護士ガ衝突シテ而避ノ申請ガ起ル、ソレハ辯護方惡イト見ルニ違ヒナイ、裁判官ガ惡イト言フ、ソレハ辯護士ノ方ニモ空氣ガ出來ル、此忌避ノ裁判ヲ辯護士ノ詰所ノ方ニ持テ來レバ、裁判官方負ケデアル、裁判所デヤルト民間ノ方ガ負ケデ、裁判官ガ勝ツ、是ハ何ト言ッテモ掩フコトノ出來ナイ事實デアル、ソレデ忌避ノ立タザル理由ハ、同一ノ裁判所ガ裁判ヲスルト云フコトニ弊害ガアルト思フ、此意味カラ申シマスト、此進歩シタル立法ニ參與セラル、以上ハ、此所ハ改正ヲ要スル點デアルト思ヒマス、而シテ之ヲ改正ラシタナラバ、恐ラク忌避ノ裁判ガ立ツヤウナ場合方出來ルト思ヒマス、立ツコトハ法度下ノ爲ニ遺憾デアリマスガ、立ツベキ忌避ノ原因ガアルニモ拘ラズ、同じ裁判所ニ裁判ヲスルカラ立タスト云フコトハ、司法權ノ威信ヲ傷クルコトノ最モ大ナル狀態デアリマス、私ハ此點ハ二十七條、二十八條ヲ通ジテ、寧ロ修正セラルベキモノト考ヘマス、此故ニ他ノ機會ニ於テ發言スル機會モアリマセウガ、兎ニ角此點ニ付テ詳細ナル御辯答ヲ承ッテ置キタイ

○林政府委員 同一ノ裁判所デ忌避ノ申請ヲスルト云フ場合ハ、多少官民ノ間ニ險悪ノ空氣ヲ醸シテ居ル場合デアリマスカラ、其申立ヲ承認スル道理ハ無イ、斯様ナ訊問ヲシタカラ偏頗ナ裁判ヲスル處ガアルトシテ、ソコデ吾々ノ方デ如何ニキアレハ不都合ダト云フノデ忌避ノ申請ヲシ、却下ニナレバ更ニ抗告ヲスルト云フ、斯ウ云フノデスケレドモ、其事情ト云フモノハ、證明スルコトガ出來ナイ、書面ヲ以テ疏明セヨト言ツテモ、書面以外ニ何カ證據ノ要スル場合、立會シテ居ラルコトガ出來ル、其他ニ書面ヲ以テ立證セヨト仰シヤッテモ、書面デ立證スル方法ガ無イ、殊ニ疏明ト云フコトハ、是ハ確力普通ノ證據方法トハ遠ビマシテ、即時ニ爲スコトヲ得ベキ證據方法ニ據ルト云フ制限ガアルト私ハ記憶致シテ居リマス、サウスルト何デモ彼デモ書證ヲ持テ行カナケレバナラヌ事ニナル、疏明ト云フ以上ハ——サウスルト辯護人ト裁判官トノ間ニ衝突ヲ生ズル、彼ノ態度ハ不都合デアリマシタガ、其點ハ能ク分リマセヌガ、サウスレバ同ジ裁判所ニモ私ハサウ云フ事ハアルマイト考ヘマス、此條文ハ實際上是デ適當デアルト考ヘマス

○横山(勝)委員 ソレハ抗告ヲ致シテモ立ツク例ハ無イノデアリマスカラ、御考慮ノ中ニ入レテ置イテ戴キタイ、ソレ以上ハ議論ニナリマスカラ——要スルニ民間ニハ斯ノ如キ意見ヲ持テ居ルト云フコトダケラ申シタノデアリマス、十數年間刑事法廷ニ出入ルシテ私ノ得タ智識經驗カラ申シタノデアリマス、ソレ以上ハ後ノ機會ニ譲りマス、進ンデ御尋致シタインハ、第二十七條ノ規定ニ依テ、殆ド其效果ハ無クナッテシ

ドモ、時間ヲ要スル、此疏明ト云フ方ハ、サウ云フコトヲ決定爲サズシテ、直ニ出來ル場合ヲ言フト云フ制限ガアリマス。今直グ持テ來イト云フ、此故ニ假差押、假處分ノ申請ヲ致シマス時分デモ、御承知ノ如クスウ云フ證人ヲ御訊問ニナレバ、直ニ假處分竝ニ假差押ノ原因ハ判ルカラト云フコトヲ申シテモ、裁判所ハソレハ疏明デ宜ノダ、又疏明デアルコトヲ要スルノデアルカラ、證人ガ居レバ伴レテオイデナサイト、斯レ仰シヤル、所ガ假差押ラスルカラ、其證人ニナフテ吳レト申シマシタ所ガ、餘程日當ヲ拂ヘバドウカ知リマセヌガ、宜シト言ウテ喜ンデ來ル者ハナイ、其他再審ノ場合デモサウデス、疏明セヨトアルカラ非常ニ困ル、即時ニ爲スペキ證據方法デアルト云フコトハ、是ハ學者ノ說モ一致シテ居リマス、ソコデ忌避ノ申請ニ付テサウ云フノデス、證據方法ヲ何デモ許サレルト云フコトハ、疏明ノ方が便利デ宜シ、廣クテ宜シウゴザイマスガ、之ヲ提出スル時期ニ付テ、非常ナ制限ガアルカラ、ソコデ結局此證據ヲ出スコトガ出來ナイコトニナル、即チ忌避ノ申請ヲシテモ甲ノ裁判所デ忌避ノ申請ガアツタ時ニ、其處ニ立會シテ居ル書記ヲ伴レテ行ケバ宜イガ、ソレハ書面ヲ以テ申立テロト云フカラ、其處ニ不便ガアル、ソコデソレハ普通ノ證據方法ニナフテシマフ、デアリマスカラ從來吾々ハ疏明方法ハドウスルカト云フト一件記錄ニ依テ明瞭ナリトヤルヨリ外ハナイ、一件記錄ヲ見テ、裁判ノ方デハ、又左様然ラバノ裁判デ一件記錄ヲ見タケレドモ、毫モ偏頗ノ裁判ヲ爲スベキ處ノアルコトヲ疑フベキ事情ガ無イト云テ居ル、出ス方デハ然ラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スペキ事情ハ無イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、險惡ナル空氣ガ生ジテ忌避ヲ申請スルコトガアルガ、書面ヲ以テ忌避ノ申請ヲセヨト言ウテモ、出シヤウガナイ、公判ノ始末ハ公判ノ始末書ニ依テ舉ゲラレルノデスガ、他ノモノハ許サナイコトニ法律ガ問ラシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ調ベルコトハ職權デ、如何ニ之ヲ言論ヲ制限致シマセウガ、已ムヲ得ヌ次第デアリマスガ、法律ノ規定ニ於テ疏明方法ヲ申出デルコトガ出来イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ取調ベラルト云フコトニナルト云フコトヲ申シテ居ルノデナッテ居ル、證據方法ノ廣イ點ニ於テハ、林君ノ御話ト私ノトハ一致シテ居リマスケレドモ、提出ノ時期ニ制限ガアルガ爲ニ、是ハ有名無實ニ終ルト云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ是ハ見解ノ相違デハナイ、實際法文ノ缺點ト思ヒマス、ソレヲ何トカ緩和スル方法ハアリマセヌカ、之ヲ聽イタノデス

○林政府委員 確カリシタ證據方法ヲ提出セヨト云フコトデアレバ、隨分困難デアルト思ヒマスガ、疏明ヲシロト云フ事デアリマスカラ疏明ト云フコトハ極メテ是ハ樂ノ事デアリマシテ、今ノ御話デハ、即時ニ爲スコトノ出來ナイ證據調

○横山(勝)委員 私ハ疏明ト云フ意味ハ、民事訴訟法ノ意味ト同ジグト解釋シテ居リマスガ、ソレハ民事訴訟法ニハ即時ニ爲スコトヲ要スルト云フコトガアル、本法ニハソレノデス、證據方法ヲ何デモ許サレルト云フコトハ、疏明ノ方が便利デ宜シ、廣クテ宜シウゴザイマスガ、之ヲ提出スル時期ニ付テ、非常ナ制限ガアルカラ、ソコデ結局此證據ヲ出スコトガ出來ナイコトニナル、即チ忌避ノ申請ヲシテモ甲ノ裁判所デ忌避ノ申請ガアツタ時ニ、其處ニ立會シテ居ル書記ヲ伴レテ行ケバ宜イガ、ソレハ書面ヲ以テ申立テロト云フカラ、其處ニ不便ガアル、ソコデソレハ普通ノ證據方法ニナフテシマフ、デアリマスカラ從來吾々ハ疏明方法ハドウスルカト云フト一件記錄ニ依テ明瞭ナリトヤルヨリ外ハナイ、一件記錄ヲ見テ、裁判ノ方デハ、又左様然ラバノ裁判デ一件記錄ヲ見タケレドモ、毫モ偏頗ノ裁判ヲ爲スベキ處ノアルコトヲ疑フベキ事情ガ無イト云テ居ル、出ス方デハ然ラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スペキ事情ハ無イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ取調ベラルト云フコトニナルト云フコトヲ申シテ居ルノデナッテ居ル、證據方法ノ廣イ點ニ於テハ、林君ノ御話ト私ノトハ一致シテ居リマスケレドモ、提出ノ時期ニ制限ガアルガ爲ニ、是ハ有名無實ニ終ルト云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ是ハ見解ノ相違デハナイ、實際法文ノ缺點ト思ヒマス、ソレヲ何トカ緩和スル方法ハアリマセヌカ、之ヲ聽イタノデス

○林政府委員 確カリシタ證據方法ヲ提出セヨト云フコトデアレバ、隨分困難デアルト思ヒマスガ、疏明ヲシロト云フ事デアリマスカラ疏明ト云フコトハ極メテ是ハ樂ノ事デアリマシテ、今ノ御話デハ、即時ニ爲スコトノ出來ナイ證據調

○横山(勝)委員 私ハ疏明ト云フ意味ハ、民事訴訟法ノ意味ト同ジグト解釋シテ居リマスガ、ソレハ民事訴訟法ニハ即時ニ爲スコトヲ要スルト云フコトガアル、本法ニハソレノデス、證據方法ヲ何デモ許サレルト云フコトハ、疏明ノ方が便利デ宜シ、廣クテ宜シウゴザイマスガ、之ヲ提出スル時期ニ付テ、非常ナ制限ガアルカラ、ソコデ結局此證據ヲ出スコトガ出來ナイコトニナル、即チ忌避ノ申請ヲシテモ甲ノ裁判所デ忌避ノ申請ガアツタ時ニ、其處ニ立會シテ居ル書記ヲ伴レテ行ケバ宜イガ、ソレハ書面ヲ以テ申立テロト云フカラ、其處ニ不便ガアル、ソコデソレハ普通ノ證據方法ニナフテシマフ、デアリマスカラ從來吾々ハ疏明方法ハドウスルカト云フト一件記錄ニ依テ明瞭ナリトヤルヨリ外ハナイ、一件記錄ヲ見テ、裁判ノ方デハ、又左様然ラバノ裁判デ一件記錄ヲ見タケレドモ、毫モ偏頗ノ裁判ヲ爲スベキ處ノアルコトヲ疑フベキ事情ガ無イト云テ居ル、出ス方デハ然ラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スペキ事情ハ無イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ取調ベラルト云フコトニナルト云フコトヲ申シテ居ルノデナッテ居ル、證據方法ノ廣イ點ニ於テハ、林君ノ御話ト私ノトハ一致シテ居リマスケレドモ、提出ノ時期ニ制限ガアルガ爲ニ、是ハ有名無實ニ終ルト云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ是ハ見解ノ相違デハナイ、實際法文ノ缺點ト思ヒマス、ソレヲ何トカ緩和スル方法ハアリマセヌカ、之ヲ聽イタノデス

○林政府委員 確カリシタ證據方法ヲ提出セヨト云フコトデアレバ、隨分困難デアルト思ヒマスガ、疏明ヲシロト云フ事デアリマスカラ疏明ト云フコトハ極メテ是ハ樂ノ事デアリマシテ、今ノ御話デハ、即時ニ爲スコトノ出來ナイ證據調

○横山(勝)委員 私ハ疏明ト云フ意味ハ、民事訴訟法ノ意味ト同ジグト解釋シテ居リマスガ、ソレハ民事訴訟法ニハ即時ニ爲スコトヲ要スルト云フコトガアル、本法ニハソレノデス、證據方法ヲ何デモ許サレルト云フコトハ、疏明ノ方が便利デ宜シ、廣クテ宜シウゴザイマスガ、之ヲ提出スル時期ニ付テ、非常ナ制限ガアルカラ、ソコデ結局此證據ヲ出スコトガ出來ナイコトニナル、即チ忌避ノ申請ヲシテモ甲ノ裁判所デ忌避ノ申請ガアツタ時ニ、其處ニ立會シテ居ル書記ヲ伴レテ行ケバ宜イガ、ソレハ書面ヲ以テ申立テロト云フカラ、其處ニ不便ガアル、ソコデソレハ普通ノ證據方法ニナフテシマフ、デアリマスカラ從來吾々ハ疏明方法ハドウスルカト云フト一件記錄ニ依テ明瞭ナリトヤルヨリ外ハナイ、一件記錄ヲ見テ、裁判ノ方デハ、又左様然ラバノ裁判デ一件記錄ヲ見タケレドモ、毫モ偏頗ノ裁判ヲ爲スベキ處ノアルコトヲ疑フベキ事情ガ無イト云テ居ル、出ス方デハ然ラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スペキ事情ハ無イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ取調ベラルト云フコトニナルト云フコトヲ申シテ居ルノデナッテ居ル、證據方法ノ廣イ點ニ於テハ、林君ノ御話ト私ノトハ一致シテ居リマスケレドモ、提出ノ時期ニ制限ガアルガ爲ニ、是ハ有名無實ニ終ルト云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ是ハ見解ノ相違デハナイ、實際法文ノ缺點ト思ヒマス、ソレヲ何トカ緩和スル方法ハアリマセヌカ、之ヲ聽イタノデス

○林政府委員 確カリシタ證據方法ヲ提出セヨト云フコトデアレバ、隨分困難デアルト思ヒマスガ、疏明ヲシロト云フ事デアリマスカラ疏明ト云フコトハ極メテ是ハ樂ノ事デアリマシテ、今ノ御話デハ、即時ニ爲スコトノ出來ナイ證據調

○横山(勝)委員 私ハ疏明ト云フ意味ハ、民事訴訟法ノ意味ト同ジグト解釋シテ居リマスガ、ソレハ民事訴訟法ニハ即時ニ爲スコトヲ要スルト云フコトガアル、本法ニハソレノデス、證據方法ヲ何デモ許サレルト云フコトハ、疏明ノ方が便利デ宜シ、廣クテ宜シウゴザイマスガ、之ヲ提出スル時期ニ付テ、非常ナ制限ガアルカラ、ソコデ結局此證據ヲ出スコトガ出來ナイコトニナル、即チ忌避ノ申請ヲシテモ甲ノ裁判所デ忌避ノ申請ガアツタ時ニ、其處ニ立會シテ居ル書記ヲ伴レテ行ケバ宜イガ、ソレハ書面ヲ以テ申立テロト云フカラ、其處ニ不便ガアル、ソコデソレハ普通ノ證據方法ニナフテシマフ、デアリマスカラ從來吾々ハ疏明方法ハドウスルカト云フト一件記錄ニ依テ明瞭ナリトヤルヨリ外ハナイ、一件記錄ヲ見テ、裁判ノ方デハ、又左様然ラバノ裁判デ一件記錄ヲ見タケレドモ、毫モ偏頗ノ裁判ヲ爲スベキ處ノアルコトヲ疑フベキ事情ガ無イト云テ居ル、出ス方デハ然ラバ偏頗ノ裁判ヲ爲スペキ事情ハ無イカト云フト、事情ハアルノデス、隨分疑惑ナル不當ナル訊問ヲシテ辯護人ガ異議ヲ言フ、此疏明ヲ取調ベラルト云フコトニナルト云フコトヲ申シテ居ルノデナッテ居ル、證據方法ノ廣イ點ニ於テハ、林君ノ御話ト私ノトハ一致シテ居リマスケレドモ、提出ノ時期ニ制限ガアルガ爲ニ、是ハ有名無實ニ終ルト云フコトヲ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ是ハ見解ノ相違デハナイ、實際法文ノ缺點ト思ヒマス、ソレヲ何トカ緩和スル方法ハアリマセヌカ、之ヲ聽イタノデス

○林政府委員 確カリシタ證據方法ヲ提出セヨト云フコトデアレバ、隨分困難デアルト思ヒマスガ、疏明ヲシロト云フ事デアリマスカラ疏明ト云フコトハ極メテ是ハ樂ノ事デアリマシテ、今ノ御話デハ、即時ニ爲スコトノ出來ナイ證據調

ケレバ結構アリマスガ、斯ウ云フコトノアル場合ニハ、ソレバ明白アルナラバ、却下ラシテ訴訟手續ヲ進行スルコトハ、然ルベキコトデアラウト思ヒマス
○横山(勝)委員 私ハ是ハ獨逸ノ法文ニアルト云フコトヲ承リマシタガ、ソレハサウカモ知レマセヌガ、獨逸ノ法文ニアルカラト言ッテ、斯ウ云フ法文ヲ設ケルコトハ良クナイト思フ、私ハ寧ロ訴訟ヲ遲延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立ト雖モ、之ヲ却下スルコトヲ得ス、斯ウ書クノガ此精神ニ適シテ居ルト思ヒマス、何トナレバ御承知ノ通りニ忌避ノ申請ヲ爲ス場合ハ、多クノ場合ニアツテハナラヌ事デアリマスケレドモ、併ナガラ實際ノ事情トシテハ感情方本デアル、偏頗ノ裁判ヲナス虞ガアリシ場合デモ、感情サヘ冷靜デアルナラバ忌避ノ申請ハ爲サズシデ濟ム場合ガアラ、斯ウ云フ権利ヲ行使スルト云フ場合ニハ、裁判官モ興奮シ、被告人モ興奮シ、辯護人モ興奮シテ居ル場合ニ屬ミ起ルト云フコトハ、私ハ能ク知リマセヌガ、先輩ノヤツテ居ル所デハサウ云フ風ニ見受ケマス、サウ云フ場合ニ忌避ノ申請ヲスル、裁判官ガ怒ツテ直ニ之ヲ却下スルコトニアルト思ヒマス、デアリマスカラ、斯ウ云フ場合ニハ寧云フコトデハ、更ニ官民上下ノ間ニ一ノ紛争ヲ增加スルコトニアルト思ヒマス、裁判官ガ怒ツテ直ニ之ヲ却下スルコト訴訟ヲ遲延セシムルコトガ目的デアツテモ、サウ云フ不法官忌避ノ申立デモ、先づは他ノ裁判所ニヤツテ裁判サセテ、當事者ノ冷靜ニ歸スルヲ待ツト云フ事ガ、私ハ現代ノ思想ニ適合スルト考ヘマス、ソレヲ獨逸流ニ官權ヲ振廻スコトノミヲ真似フシテ、サウシテ獨逸ニアルカラト云フノデ、當該裁判官ニ直ニ却下ノ権利ヲ與フルト云フコトハ、丁度狂人ニ刀ヲ與フルヤウナモノアッテ、辯護人ガ怒ツテ忌避ノ申立ヲスルト云フ場合ハ、其原因ハ何デアルカト云フト、裁判官ガ爲ス裁判ガ、冷靜ニ、公正ニ、傍聴人ガ見テモ、檢事ガ見テモ、被告人ガ見テモ、洵ニ穩當ナル取調ヲ行ッテ居ル時分ニ、何處ノ狂人ガ忌避ノ申請ヲ致シマセウカ、若シサウ云フコトガアリマシタナラバ、是ハ宣シク出齒龜事件ノ時ノヤウニ、其辯護人ニ對シテ懲戒ヲスレバ、其等ノ目的ヲ達スル、此頃裁判官ノ素質ガ改善セラレテ良クナッテ居ルト云フコトデアリマスガ、同時ニ辯護人ノ方モ良クナッテ居ル、多少牽レ氣味ハアルガ餘程進歩シテ居ル、殊ニ裁判官ヲ罷メテ御退リニナッテ、辯護士ヲ爲サル方ハ益々進歩シテ居ル、特ニサウ云フ人ガ殖エテ居ル、サウ云フ譯デ裁判官モ進ミ辯護士モ進ンデ居ル、獨逸ハ御承知ノ通り官權ヲ振廻スコトガ甚ダ盛デアル、官權萬能デアツタガ、サウ云フ政體ハ亡ビテ今ハ民本主義ノ共和國ニナッテ、斯ウ云フ規定ガアレバ恐ラク今頃ハ廢スル傾向ニナッテ居ルト思フ、ソレヲ今頃午後三時頃真似フシテ、官權ヲ振廻スト云フヤウナ規定ハ

止メテ、寧ロ反對ニ却下スルコトヲ規定セラレタナラバ、宮古君ノ言ハレルヤウニ、忌避權ヲ認ムル立法ノ精神ニ適合スルト思フ此意味ニ於テ更ニ御考ヲ承テ置キタイ、承ルコトガ出來ネバ最後ニ私ノ意見ヲ陳述シテ置キタイト思ヒマス
○林政府委員 此條文ニ對スル考ハ度々申上ゲテアル通りデアリマシテ、實際ノ事情ニ鑑ミテ、此條文ハ適當デアラウ、斯ウ云フコトニ考ヘテ居リマス、只今獨逸云々ト申シマシタノハ獨逸ニアルカラ眞似ヲシタイト云フ意味デ申シクノデハ無論ナイ、横山金太郎君カラ色ニ御尋ガアリマシタカラ唯御参考ノ爲ニ附加シテ申シタニ過ギナイ、殊ニ現行法ニアルト云フ次第デハアリマセヌ、現行法ヲ改正セントシタノハ獨逸ニアルカラ眞似ヲシタイト云フ意味スル事業ガ進ンデ居リマシテ、改正案ノ方ニ新シク設ケラレタト云フ關係ニナッテ居リマスソレ等ノコトハ誤解ノナイヤウニ御願致シマス
○鵜澤委員長 ソレデハ三十條三十一条、三十二條、三十三條、三十四條、三十五條マデ
○上畠委員 一寸少シ疑義ガ起リマシタノデ、解釋ヲ伺ヒタインデス、第三十四條ニ「前二條ノ決定ハ之ヲ送達セズ」トアリマス、是ハ送達ヲシナカタナラバ、此決定ヲ告知スル方法ハ如何デアリマスカ
○林政府委員 本案ニ於テハ決定ハ送達スルノガ原則ニナッテ居リマス、送達ニ付テハ一定ノ形式ガ定ミテ居リマス、所ガ斯ウ云フ場合ニ於テハ別ニ法律ニ定メタ送達ノ形式ニ依テヤル必要ハナイ、便宜ノ方法ニ依テ知ラセレバ宜イ譯デス
○上畠委員 サウスルト五十條ノ「裁判ノ告知ハ公判庭ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラストアル、別段ノ規定アル場合、法廷ニ於ケル宣告、裁判書ノ送達以外ニ送達セシムルト云フコトニナッテ居ル、サウスルト三十四條ハ別段ノ規定ト云フコトノ御解釋ニナッテ居ルノアリマスカ
○林政府委員 其通りデアリマス
○上畠委員 ソレガ一寸私ノ疑問ノ起ル所デス、多分サウダラウト思テ居リマシタガ、五十條ノ但書ノ「別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラスト」ト云フ事ハ、送達ト宣告以外ニ他ノ告知ノ方法ヲ定メタル場合ニハ、其定メラレタ告知ノ方法ニ依ルト云フ意味デアラウト思フ、是ハ非訴事件手續法ニモ、是ト類似ノ規定ガアル、サウスルト送達ニモアラズ、宣告ニモアラズ、如何ナル方法ヲ以テ告知スルカト云フコトノ定メノナイ場合ニハ、此中ニハ入ルマイト本員ハ解釋シテ居リマス、前二條ノ決定ハ之ヲ送達シナイト云フダケデアツテ、宣告スルモ書イテナケレバ、送達以外ノ方法

デ告知スルトモナイ、是ハ必ず疑が起ルベキ法文ト思ヒマス、ソレニ付テ政府ノ御所見ハ如何デスカ
○林政府委員 三十四條ニハ「前二條ノ決定」トナッテ居リマス此前二條ノ場合ニ於テハ今御心配ノヤウナコトハアルマイト思テ居リマス、全く特別ノ事情ガアツテ必要ガ無イイ云フヤウナ場合ノミガ例外トナッテ居リマス、一般ニハ無論送達ヲ必要トシテ居リマス
○上畠委員 其告知ノ方法デスガ、ドウ云フ風ニシマスカルト思テ居リマス、全ク特別ノ事情ガアツテ必要ガ無イイ云フヤウナ場合ノミガ例外トナッテ居リマス、一般ニハルコトハアリマス、是ハ獨逸ニアルカラ眞似ヲシタイト云フ意味デ申シクノデハ無論ナイ、横山金太郎君カラ色ニ御尋ガアリマシタカラ唯御参考ノ爲ニ附加シテ申シタニ過ギナイ、殊ニ現行法ニアルト云フ次第デハアリマセヌ、現行法ヲ改正セントシタノハ獨逸ニアルカラ眞似ヲシタイト云フ意味スル事業ガ進ンデ居リマシテ、改正案ノ方ニ新シク設ケラレタト云フ關係ニナッテ居リマスソレ等ノコトハ誤解ノナイヤウニ御願致シマス
○鵜澤委員長 ソレデハ三十條三十一条、三十二條、三十三條、三十四條、三十五條マデ
○上畠委員 一寸少シ疑義ガ起リマシタノデ、解釋ヲ伺ヒタインデス、第三十四條ニ「前二條ノ決定ハ之ヲ送達セズ」トアリマス、是ハ送達ヲシナカタナラバ、此決定ヲ告知スル方法ハ如何デアリマスカ
○林政府委員 本案ニ於テハ決定ハ送達スルノガ原則ニナッテ居リマス、送達ニ付テハ一定ノ形式ガ定ミテ居リマス、所ガ斯ウ云フ場合ニ於テハ別ニ法律ニ定メタ送達ノ形式ニ依テヤル必要ハナイ、便宜ノ方法ニ依テ知ラセレバ宜イ譯デス
○上畠委員 サウスルト五十條ノ「裁判ノ告知ハ公判庭ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラストアル、別段ノ規定アル場合、法廷ニ於ケル宣告、裁判書ノ送達以外ニ送達セシムルト云フコトニナッテ居ル、サウスルト三十四條ハ別段ノ規定ト云フコトノ御解釋ニナッテ居ルノアリマスカ
○林政府委員 其通りデアリマス
○上畠委員 ソレガ一寸私ノ疑問ノ起ル所デス、多分サウダラウト思テ居リマシタガ、五十條ノ但書ノ「別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラスト」ト云フ事ハ、送達ト宣告以外ニ他ノ告知ノ方法ヲ定メタル場合ニハ、其定メラレタ告知ノ方法ニ依ルト云フ意味デアラウト思フ、是ハ非訴事件手續法ニモ、是ト類似ノ規定ガアル、サウスルト送達ニモアラズ、宣告ニモアラズ、如何ナル方法ヲ以テ告知スルカト云フコトノ定メノナイ場合ニハ、此中ニハ入ルマイト本員ハ解釋シテ居リマス、前二條ノ決定ハ之ヲ送達シナイト云フダケデアツテ、宣告スルモ書イテナケレバ、送達以外ノ方法考ヘテ居リマス

○横山(勝)委員 意味ヲ質シテ置キマスガ、急速ヲ要スルト云フ、急速ト云フ事ハ事件ノ性質、若クハ訴訟手續ノ性質ニ附着セシメテ解釋スペキモノデアルカドウデアルカ、著シイ例ヲ以テ申上ケマスレバ、暑中休暇ガ迫テ居ル、若クハ年末ノ休ミガ來ルト云フヤウナ場合ハ、裁判所ノ側カラ云ヘバ事件ノ性質如何ニ拘ラズ急速ヲ要スル、ケレドモ事件ノ性質上休暇デモナシ、又暮ノ休ミデモナイガ、今申上ゲル通り證人ガ遠隔ノ地へ行ッテ居ナクナルト云フヤウナ場合ニハ、之ニ當ルノデアル、斯ウ云フ意味デアリマスルカ、如何デアリマスルカ、ソレヲ確メテ置キタイ、而シテ只今御話ノ如ク急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ非ズト云フ意味ハ、證人ナドノ訊問ヲスル場合ニ限ラレテ居ルケレドモ、急速ヲ要スル事項ニ付テハ此ノ限ニ非ス、斯ウシタ方ガ宜シクハナイカト思ヒマスガ、場合ト云フ文字ヲ用キレバ裁判所ガ休ミニナルカラ急速ヲ要スル場合デアル、サウ云フヤウニシナイデ、急速ヲ要スル事項、只今ノ證人ガ西洋へ行ッテ居ナクナルト云フヤウナ場合ト云フコトニシク方ガ穩當デハナイカト思ヒマス

○林政府委員 本條ノ但書ハ先程申シタヤウナ場合ヲ言フノデアリマス、矢張場合ト云フ言葉デ意味ハ分ルト思ヒマス、御話ノヤウニ休暇デアルカラ、急グト云フヤウナコトハ當ラヌト云フ事ハ疑ナイ

○横山(金)委員 只今上當君ヨリ御尋ニナリマシタ五十條デス、裁判ノ告知ハ公判庭ニ於テハ宣告ニ依ッテ爲ス場合ト、裁判所ノ牕本ヲ送達シテ爲ス場合トニツアル、是ハ能ク分、テ居ル、所ガ三十四條ハ「前二條ノ決定ハ之ヲ送達セスト云フダケデ、告知ヲ要セナイトアツテ、徹底的ニ理解スル譯ニ行カナイノデアリマスガ、此點ハドウ考ヘタラ宜イノデスカ

○林政府委員 裁判ハ性質上告知ヲ要スルモノト考ヘテ居リマス、即チ裁判ハ國家ノ意思ヲ決定シテ、外部ニ表示スル働キデアル、唯三十四條ハ送達ト云フ形式ハ要ラナイノデ、且ツ法廷ニ於テ宣告スルノデナイカラ、前段ノ適用ハナイ、併ナガラ告知ト云フコトハ必要デアル、ソコデ何等カノ方法ニ依ッテ告知ハシナケレバナラヌ、唯方法ヲ法律ハ限定シナイ、便宜デ宜シイ、斯ウ云フ意味デアリマス

○鶴澤委員長 ゾレデハ今日ハ是マデ、明日ハ午前十時

午後四時二十五分散會

大正十一年二月二十三日印刷

大正十一年二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局